



○厚生労働省令第百三十三条  
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第一百条第一項の規定に基づいて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十八日

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のよう改正する。  
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改<br>正<br>後  | 改<br>正<br>前  |
|--|--|
| 第五百七十七条の二の二 がん原性物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、がん原性物質関係記録等報告書（様式第二十四号の二）に次にリスクアセスメント対象物健康診断個人票及び記録又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 | 第五百七十七条の二の二 がん原性物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、がん原性物質関係記録等報告書（様式第二十四号の二）に次にリスクアセスメント対象物健康診断個人票及び記録又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 |
| 一 前条第五項のリスクアセスメント対象物健康診断個人票（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。）  | 一 前条第五項のリスクアセスメント対象物健康診断個人票（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。）  |
| 二 前条第十一項第二号（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。）及び同項第三号の記録  | 二 前条第十一項第二号（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。）及び同項第三号の記録  |

（略）

様式第1十四号の二の次に次の様式を加え。

（略）

がん原性物質関係記録等報告書

| 事業の種類      | 事業場の名称 | 事業場の所在地 | 製造し、又は取り扱ったがん原性物質の名称 |
|------------|--------|---------|----------------------|
| 労働基準監督署長 殿 | 事業者職氏名 | 年 月 日   | （新設）                 |

備考  
1 「事業の種類」の欄は日本標準産業分類の中分類により記入すること。  
2 この報告書に記載しきれない事項については別紙に記載して添付すること。

附則  
この省令は、令和八年一年一日から施行する。

○厚生労働省令第百四十四号  
保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第八条の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十八日

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改

正する省令  
保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改<br>正<br>後   | 改<br>正<br>前   |
|---|---|
| 第五百九十四条の二 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものに限る。以下「皮膚等障害化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用せなければならない業務及用させなければならない業務及び皮膚等障害化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるとときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。 | 第五百九十四条の二 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものに限る。以下「皮膚等障害化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用せなければならない業務及用させなければならない業務及び皮膚等障害化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるとときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。 |
| （登録に関する管轄地方厚生局長等の変更）  | （登録に関する管轄地方厚生局長等の変更）  |
| 第十五条 保険医又は保険薬剤師は、登録に関する管轄地方厚生局長等に変更を生ずるに至つたときは、十日以内に、保険医登録票又は保険薬剤師登録票（以下「登録票」という。）を添えて、その旨、その年月日、氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を変更前の登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。  | 第十五条 保険医又は保険薬剤師は、登録に関する管轄地方厚生局長等に変更を生ずるに至つたときは、十日以内に、保険医登録票又は保険薬剤師登録票（以下「登録票」という。）を添えて、その旨及びその年月日を変更前の登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。  |

（略）

2~5 （略）

(保険医及び保険薬剤師に関する届出)

**第十六条** 保険医又は保険薬剤師は、次の各

号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨、その年月日、氏名、住所、生年月日及び個人番号を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。

一 号に係るものであるときは、その事実を証する書類を添えなければならない。

## 一・二 (略)

2 保険医又は保険薬剤師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪の届出義務者は、速やかに、その旨及びその年月日を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。

3 第一項第二号に掲げる事由に係る届出を行なう者は、当該届出が医師若しくは歯科医師又は薬剤師の免許の取消に係るものであるときは、併せて登録票を提出しなければならない。前項の規定により届出を行う者についても、同様とする。

4 (略)  
(登録票の書換交付の申請)

## 第十七条 (略)

2 保険医又は保険薬剤師は、前項の申請をするときは、併せて、氏名、住所、生年月日及び個人番号を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。

(登録票の再交付の申請)

## 第十八条 (略)

3 1 保険医又は保険薬剤師は、第一項の申請をするときは、併せて、氏名、住所、生年月日及び個人番号を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。

(保険医及び保険薬剤師に関する届出)

**第十六条** 保険医又は保険薬剤師は、次の各

号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨及びその年月日を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。

一号に係るものであるときは、その事実を証する書類を添えなければならない。

## 一・二 (略)

2 保険医又は保険薬剤師が死亡し、又は失

そりの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失そりの届出義務者は、速やかに、その旨及びその年月日を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。

3 第一項第二号に掲げる事由に係る届出を行なう者は、当該届出が医師若しくは歯科医師又は薬剤師の免許の取消に係るものであるときは、あわせて登録票を提出しなければならない。前項の規定により届出を行う者についても、同様とする。

4 (略)  
(登録票の書換交付の申請)

## 第十七条 (略)

2 保険医又は保険薬剤師は、前項の申請をするときは、併せて、氏名、住所、生年月日及び個人番号を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。

(登録票の再交付の申請)

## 第十八条 (略)

3 1 保険医又は保険薬剤師は、第一項の申請をするときは、併せて、氏名、住所、生年月日及び個人番号を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。

(登録の抹消の申出)

**第二十条** 保険医又は保険薬剤師は、法第七十九条第二項の規定により登録の抹消を求めるようとするときは、その旨、氏名、住所、生年月日及び個人番号を登録に関する管轄

地方厚生局長等に申し出なければならない。

この省令は、令和八年二月二十四日から施行する。

## 附 則

## 2・3 (略)

## 法規的告示

## ○厚生労働省告示第三百一号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百九十四条の二第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十一月十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの

明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの

一 皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質（鉛、一・三一プロパンスルト

ン、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十六条第一項各号に掲げる物（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を除く。）、令別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物及び令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛以外の物に限る。）であつて、次のイ又はロに該当するもの

イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性又は呼吸器感作性又は皮膚感作性のいずれかの区分が区分一に該当する物であつて、令和七年三月三十一日までの間ににおいて当該区分に該当すると分類されたもの

ロ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の二第一項の規定による通知において、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質（鉛、一・三一プロパンスルトン、令第六条第一項各号に掲げる物（石綿等を除く。）、令別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物及び令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛以外の物に限る。）であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

三 前二号に掲げる物を含有する製剤その他の物（第一号に掲げる物の含有量が一重量パーセント以上であるもの又は前号に掲げる物の含有量が厚生労働省労働基準局長の定める基準以上であるものに限る。）

(登録の抹消の申出)

**第二十条** 保険医又は保険薬剤師は、法第七十九条第三項の規定により登録の抹消を求めるようとするときは、その旨を登録に関する管轄地方厚生局長等に申し出なければならない。

この省令は、令和八年二月二十四日から施行する。

## 2・3 (略)

## 附 則

## 2・3 (略)

## その他の告示

### ○公正取引委員会告示第十三号

不正景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百二十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、眼鏡類の表示に関する公正競争規約（昭和六十一年公正取引委員会告示第六号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月十八日

公正取引委員会委員長 茶谷 栄治

消費者庁長官 堀井奈津子

一般社団法人日本メガネ協会（代表理事 風早 昭正）の申請に係る眼鏡類の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年十月二十八日付けで認定した。

規約に係る事業の種類

眼鏡用レンズ、眼鏡用フレーム及び眼鏡の製造業、販売業等

規約の内容

別記のとおり変更する。

認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更是、不正景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

眼鏡類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあつては「変更部分」と、変更後の欄にあつては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

（一）変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

（二）変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

（三）変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

| 変<br>更<br>後   | 変<br>更<br>前   |
|---|---|
| （目的）  | （目的）  |
| <b>第1条</b> この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不正景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第134号）第36条第1項の規定に基づき、眼鏡、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレーム（以下「眼鏡類」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 | <b>第1条</b> この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不正景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、眼鏡、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレーム（以下「眼鏡類」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 |
| （定義）  | （定義）  |
| <b>第3条</b> （略）  | <b>第3条</b> （略）  |
| 2～8 （略）   | 2～8 （略）   |
| 9 この規約において「チラシ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買意欲を促すために行う広告その他の表示であつて次に  | 9 この規約において「チラシ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買意欲を促すために行う広告その他の表示であつて次に  |

掲げるもの（第1号及び第2号のうち、店内に表示されるものを除く。）をいう。

（1）・（2）（略）

（3）新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、インターネットその他これらに類似するものによる広告。

（眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等の表示）

**第4条** 製造業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等に次に掲げる事項を眼鏡類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

（1）眼鏡用レンズ

ア～ウ（略）

エ 頂点屈折力（球面屈折力、円柱屈折力）、プリズム屈折力及び確認度数  
オ～キ（略）

（2）眼鏡用フレーム

ア～キ（略）

ク 製造業者の名称又は略号

2（略）

（業務用カタログの必要表示事項）

**第5条** 事業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについて、業務用カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

（1）業務用カタログを作成した事業者の名称及び住所

（2）（略）

（3）製造業者の名称等

ア・イ（略）

（4）・（5）（略）

（店頭等における必要表示事項）

**第6条** 販売業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭等に陳列する眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについては、当該商品ごとに次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で明瞭に表示しなければならない。ただし、当該表示が第4条に

掲げるもの（第1号及び第2号のうち、店内に表示されるものを除く。）をいう。

（1）・（2）（略）

（3）新聞紙、雑誌その他の出版物、放送その他これらに類似するものによる広告

（眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等の表示）

**第4条** 製造業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等に次に掲げる事項を眼鏡類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

（1）眼鏡用レンズ

ア～ウ（略）

エ 頂点屈折力（球面屈折力、円柱屈折力）及びプリズム屈折力

オ～キ（略）

（2）眼鏡用フレーム

ア～キ（略）

ク 製造業者の氏名、名称又は略号

2（略）

（業務用カタログの必要表示事項）

**第5条** 事業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについて、業務用カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

（1）業務用カタログを作成した事業者の氏名又は名称及び住所

（2）（略）

（3）製造業者の氏名等

ア・イ（略）

（4）・（5）（略）

（店頭等における必要表示事項）

**第6条** 販売業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭等に陳列する眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについては、当該商品ごとに次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で明瞭に表示しなければならない。ただし、当該表示が第4条に

基づき陳列された当該商品の本体等に直接行われている場合は省略することができる。

(1) 製造業者の名称等

ア・イ (略)

(2) (略)

(チラシ等における必要表示事項)

**第7条** 販売業者は、チラシ等において、眼鏡類に関し、販売価格を付した広告を行うときは、次に掲げる第1号の事項を当該チラシ等に、第2号及び第3号の事項を当該チラシ等に表示されている眼鏡類ごとに施行規則で定めるところにより、邦文で明瞭に表示しなければならない。

(1) 販売業者の名称、住所及び電話番号

(2) 品名等

ア 眼鏡用レンズにあつては、

ア) 品名(製造業者の名称、商標、モデル名(品番))

イ) ~エ) (略)

イ 眼鏡用フレームにあつては、

ア) 品名(製造業者の名称、商標、モデル名(品番))

イ)・ウ) (略)

(3) (略)

(一般社団法人日本メガネ協会)

**第13条** この規約の実施機関は、一般社団法人日本メガネ協会(以下「日本メガネ協会」という。)とする。

(日本メガネ協会の事業)

**第14条** 日本メガネ協会は、この規約の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)~(10) (略)

(違反に対する調査)

**第15条** 日本メガネ協会は、第4条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。

基づき陳列された当該商品の本体等に直接行われている場合は省略することができる。

(1) 製造業者の氏名等

ア・イ (略)

(2) (略)

(チラシ等における必要表示事項)

**第7条** 販売業者は、チラシ等において、眼鏡類に関し、販売価格を付した広告を行うときは、次に掲げる第1号の事項を当該チラシ等に、第2号及び第4号の事項を当該チラシ等に表示されている眼鏡類ごとに施行規則で定めるところにより、邦文で明瞭に表示しなければならない。

(1) 販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

(2) 品名等

ア 眼鏡用レンズにあつては、

ア) 品名(製造業者の氏名又は名称、商標、モデル名(品番))

イ) ~エ) (略)

イ 眼鏡用フレームにあつては、

ア) 品名(製造業者の氏名又は名称、商標、モデル名(品番))

イ)・ウ) (略)

(3) (略)

(眼鏡公正取引協議会)

**第13条** この規約の目的を達成するために、眼鏡公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。

**2** 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもつて構成する。

(公正取引協議会の事業)

**第14条** 公正取引協議会は、次の事業を行う。

(1)~(10) (略)

(違反に対する調査)

**第15条** 公正取引協議会は、第4条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。

**2** 事業者は、前項の規定に基づく日本メガネ協議会の調査に協力しなければならない。

**3** 日本メガネ協議会は、第1項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

**第16条** 日本メガネ協議会は、第4条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行つた事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を探るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。

**2** 日本メガネ協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従つていないと認めるときは、当該事業者に対し50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

**3** 日本メガネ協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

**第17条** 日本メガネ協議会は、第15条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

**2** 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、日本メガネ協議会に対して文書をもつて異議の申立てをすることができる。

**3** 日本メガネ協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

**2** 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

**3** 公正取引協議会は、第1項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

**第16条** 公正取引協議会は、第4条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行つた事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を探るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。

**2** 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従つないと認めるときは、当該事業者に対し50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

**3** 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

**第17条** 公正取引協議会は、第15条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

**2** 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもつて異議の申立てをすることができる。

**3** 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

|  |  |
|--|--|
| 4 日本メガネ協会は、第2項に規定する期間中に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。  | 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間中に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。  |
| <b>第18条</b> 日本メガネ協会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。  | <b>第18条</b> 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。  |
| 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。   | 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。   |
| <b>附 告 規</b>   | 1)の規約の変更ば、)の規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があつた日から施行する。   |
| ○金融庁告示第九十五回  | ○金融広告による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十六条第一項の規定により、いわき信用組合に対し、業務の一部停止を命じたので、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第五十六条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。 |
| 一 業務の一部停止の範囲   | 令和七年十一月十八日   |
| 令和七年十一月十七日から同年十二月十六日までの間、新規顧客(既往取引のない者を除く)に対する融資業務を停止する組合において命令発出日前に借入等の申込みを受けている者を除く)に対する融資業務を停止する  | 令和七年十一月十八日   |
| 二 命令発出日  | 令和七年十月三十一日   |
| ○文化庁告示第二十七号  | 令和七年十一月十八日   |
| 著作権法の一部を改正する法律(令和五年法律第三十二回)附則第三条第二項の規定に基づき、同法による改正後の著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第一百四条の十八の規定の例により、次に掲げる者を同法第二百四条の十九第五項の指定補償金管理機関として指定したので、同条第四項の規定により告示する。 | 文化庁長官 都倉 俊一  |
| 令和七年十一月十八日   | 文化庁長官 都倉 俊一  |
| 指定を受けた者の名称 公益社団法人著作権情報センター   | 文化庁長官 都倉 俊一  |
| 指定を受けた者の代表者の氏名 中戸川直史   | 文化庁長官 都倉 俊一  |
| 指定を受けた者の主たる事務所の所在地 東京都中野区本町一丁目二十一番二号ハーキューラタワー  | 文化庁長官 都倉 俊一  |
| 二十二階   | 文化庁長官 都倉 俊一  |
| 補償金管理業務を行う事務所の所在地 東京都中野区本町一丁目二十一番二号ハーキューラタワー   | 文化庁長官 都倉 俊一  |
| 十二階  | 文化庁長官 都倉 俊一  |
| 指定をした年月日 令和七年十月二十一日  | 文化庁長官 都倉 俊一  |
| ○文化庁告示第二十八号  | 文化庁長官 都倉 俊一  |
| 著作権法の一部を改正する法律(令和五年法律第三十二回)附則第四条第二項の規定に基づき、同法による改正後の著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第一百四条の二十二第一項の規定の例により、次に掲げる者を同項の登録確認機関として登録したので、同法第二百四条の三十四第六項の規定により告示する。  | 文化庁長官 都倉 俊一  |
| 令和七年十一月十八日   | 文化庁長官 都倉 俊一  |

| 登録番号   | 一  |
|--|--|
| 登録年月日  | 令和七年十月二十一日   |
| 登録を受けた者の名称   | 公益社団法人著作権情報センター  |
| 登録を受けた者の所在地  | 東京都中野区本町一丁目二十一番二号ハーキューラタワー   |
| 一一二階   | 一一二階   |
| 確認等事務を行う主たる事務所の所在地   | 東京都中野区本町一丁目二十一番二号ハーキューラタワー   |
| 規定に基づき、告示する。   | 規定に基づき、告示する。   |
| ○関東地方整備局告示第一百一十四号  | ○関東地方整備局告示第一百一十四号  |
| 次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。   | 次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。   |
| 一 道路の種類 一般国道   | 一 道路の種類 一般国道   |
| (一) 路線名 十七号  | (一) 路線名 十七号  |
| 二 道路の区域 区  | 二 道路の区域 区  |
| 間 後別前 敷地の幅員 延長   | 間 後別前 敷地の幅員 延長   |
| 群馬県利根郡みなかみ町吹路字反り一十五番一から一前一二・〇五～一七・九一メートル   | 群馬県利根郡みなかみ町吹路字反り一十五番一から一前一二・〇五～一七・九一メートル   |
| 同町吹路字反り一二九番五まで後四・五三～二七・四四〇・一〇一   | 同町吹路字反り一二九番五まで後四・五三～二七・四四〇・一〇一   |
| 四 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所  | 四 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所  |
| ○中部地方整備局告示第九十八号  | ○中部地方整備局告示第九十八号  |
| 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第十三条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十七日付けをもつて次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。 | 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第十三条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十七日付けをもつて次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。 |
| 令和七年十一月十六日   | 令和七年十一月十六日   |
| ○中部地方整備局告示第三五号   | ○中部地方整備局告示第三五号   |
| 建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：接軸ろ床方式   | 建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：接軸ろ床方式   |
| 製造者の住所・氏名 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目16番15号名古屋シミズ富国生<br>命ビル14階 フジクリーン㈱ 代表取締役社長 後藤 雅司                           | 製造者の住所・氏名 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目16番15号名古屋シミズ富国生<br>命ビル14階 フジクリーン㈱ 代表取締役社長 後藤 雅司                           |
| 工場の所在地及び名称 栃木県那須郡那須町大字高久甲2691-2 フジクリーン㈱ 那<br>須工場   | 工場の所在地及び名称 栃木県那須郡那須町大字高久甲2691-2 フジクリーン㈱ 那<br>須工場   |
| 岐阜県加茂郡川辺町鹿塙字梶屋敷525-1 フジカ化成㈱ 加茂工場   | 岐阜県加茂郡川辺町鹿塙字梶屋敷525-1 フジカ化成㈱ 加茂工場   |
| 岐阜県美濃加茂市下米田町西脇957-1 フジカ化成㈱ 美濃<br>愛媛県松山市住吉一丁目7番15号 関西運送㈱ 爱媛工場                                       | 岐阜県美濃加茂市下米田町西脇957-1 フジカ化成㈱ 美濃<br>愛媛県松山市住吉一丁目7番15号 関西運送㈱ 爱媛工場                                       |
| 福岡県飯塚市綱分1471-7 フジクリーン㈱ 飯塚工場  | 福岡県飯塚市綱分1471-7 フジクリーン㈱ 飯塚工場  |
| 認定番号   | 淨化槽の名称   |
| 5-25-H-002   | C B-5型   |
| " -1   | C B-7型   |
| " -2   | C B-10型  |

○近畿地方整備局告示第百八号  
次のようすに道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和七年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十八日

二十八号

道路の種類 一般国道

道路線名 二十八号

道路の区域

近畿地方整備局長 齋藤 博之

内閣

所判事) 簡易裁判所判事兼判

事

(川崎簡易裁判所判事・横浜地

方裁判所判事兼横浜家庭裁判

所判事)

簡易裁判所判事兼判

事

判事兼簡易裁判所判事に任命する

(千葉地方裁判所判事・千葉簡

易裁判所判事) 判事兼簡易裁

判所判事)

判事兼簡易裁



第4号中「1時間991円」を「1時間1,061円」に改める。

## 附 則

この決定は、令和7年12月25日から効力を生ずる。

## 大分労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月18日

大分労働局長 秋山 雅紀

第4号中「1時間996円」を「1時間1,066円」に改める。

## 附 則

この決定は、令和7年12月25日から効力を生ずる。

## 労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、下記1の関係労働者を代表する者の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格のある労働者の団体は、下記2により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和7年11月18日

厚生労働大臣 上野賢一郎

記1

| 該当労働局名 | 氏 名   |
|--------|-------|
| 福島労働局  | 諸橋 誠敏 |
| 新潟労働局  | 戸根 正人 |

記2

1 推薦資格 雇用保険の被保険者が加入している労働者の団体であって、該当労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 推荐手続 推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。

- 3 推薦締切日 令和7年12月2日  
4 推薦書及び添付書類の提出場所 該当労働局職業安定部雇用保険主管課

## 別紙様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

## 団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

| 氏名 | 所属団体名及び当該所属団体における地位 | 年齢 | 略歴備考 |
|----|---------------------|----|------|
|    |                     |    |      |

注1 所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

## 法務省告示配布百四百四

高知県四万十市役所懇親会の次の戸籍が滅失したため、りれや世話をする必要があるから、次に掲げる者は、令和7年11月18日付で、同市長に対して、次の手續をしてください。

1 当該戸籍に關係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは届記をし、又は戸籍に記載を要する手續を提出した者は、その事項を更に申し出たり。

11 前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、りれや提示するり。

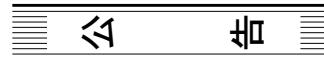
## 注意

1 申出は、口頭でも差し支えなし。  
11 申出の手続について分からぬといふことがあれば、四万十市役所又は高知地方法務局四万十支局に照会下さい。

令和7年11月18日

法務大臣 平口 洋

高知県幡多郡江川崎村大字江川三丁八百六十番地ノ一 高橋玉次郎



## 諸事項

## 証票無効

法人、地方法人、復興特別法人、所得、復興特別所得、消費、地方消費（譲渡割）、印紙税に関する質問検査章

令和5年7月10日交付 第令5-000000023号  
岐阜南税務署 財務事務官 若山 綾花 名義分

令和7年10月31日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和7年11月18日 国税庁

## 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年11月18日

東北地方整備局長 西村 拓

1 処分をした年月日 令和7年10月17日

2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 鎌山工房株式会社 吉田 勝幸 福島県白河市円明寺23-1 國土交通大臣許可（般-06）第27711号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実 令和7年10月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

## 鉄道財団拡張の公告

令和7年8月18日付け官報で公告した大阪府豊中市寺内二丁目4番1号北大阪急行電鉄株式会社所有の千里中央・南北線鉄軌分界点について、令和7年10月22日鉄道財団拡張の登録をしたので、鉄道抵当法施行規則第17条の4の規定により公告する。

令和7年11月18日 国土交通省

## 軌道財団設定の公告

令和7年8月18日付け官報で公告した大阪府豊中市寺内二丁目4番1号北大阪急行電鉄株式会社所有の南北線鉄軌分界点・箕面萱野間について、令和7年10月28日軌道財団設定の登録をしたので、軌道ノ抵当ニ関スル法律第1条において準用する鉄道抵当法第36条第2項の規定により公告する。

令和7年11月18日 国土交通省

## 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第71345号

東京都足立区西新井栄町2丁目8番15号  
申立人 東京都足立税務事務所長

本籍東京都足立区東和2丁目28番、最後の住所東京都足立区島根1丁目11番5-104号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日推定令和5年11月24日、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和42年11月5日、職業運送業被相続人 亡 橋本 伸行

事務所東京都千代田区丸の内3-4-2新日石ビル10階 田辺総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 加野 理代

催告期間満了日 令和8年6月1日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第72517号

千葉県木更津市畑沢南1-14-3ベリーヒルズ103号  
申立人 山越えり子

本籍千葉県東金市田中225番地3、最後の住所東京都足立区南花畠1丁目16番33号ガーデンパーク塩田203、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和7年3月5日、出生の場所東京都目黒区、出生年月日昭和34年10月27日、職業会社員

被相続人 亡 吉原 則仁  
事務所東京都千代田区内神田1丁目16番12号青木ビル3階 江口衛法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 江口 衛  
催告期間満了日 令和8年6月1日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第72569号

東京都千代田区二番町9番地8中労基協ビル3階紀尾井町法律事務所

申立人 中澤 康介

本籍東京都台東区浅草3丁目1番地2、最後の住所東京都台東区浅草3丁目1番7号、死亡の場所東京都台東区、死亡年月日推定令和4年1月28日、出生の場所東京都浅草区、出生年月日昭和19年2月8日、職業不明

被相続人 死 高山 昇

事務所東京都千代田区二番町9番地8中労基協ビル3階 紀尾井町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中澤 康介

催告期間満了日 令和8年6月1日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第90810号

東京都中央区銀座2丁目8番5号石川ビル6階銀座共同法律事務所

申立人 田口智香子

本籍東京都練馬区平和台1丁目28番、最後の住所東京都東村山市富士見町2丁目1番地2第二万寿園、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日令和7年3月5日、出生の場所東京都練馬区、出生年月日昭和26年1月7日、職業無職

被相続人 死 内田ふく子

事務所東京都八王子市横山町9番11号小泉ビル3階 あさや法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山本 高興

催告期間満了日 令和8年6月1日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年(家)第90815号

東京都立川市錦町1丁目4番6号アルバーノ立川1F司法書士やまさき事務所

申立人 山崎 由佳

本籍宮城県遠田郡美里町二郷字並柳25番地1、最後の住所東京都東村山市富士見町2丁目7番地5ハトホーム、死亡の場所東京都東村山市、死亡年月日令和7年6月27日、出生の場所宮城県遠田郡南郷村、出生年月日大正15年6月3日、職業無職

被相続人 死 門間 夏子

事務所東京都立川市曙町1丁目30番21号立川井上ビルB1-1 弁護士法人ENISHI

相続財産清算人 弁護士 中島 正俊

催告期間満了日 令和8年6月1日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年(家)第3241号

神奈川県小田原市栄町1丁目14番48号ジャンボーナックビル710号室

申立人 石井 宏明

本籍神奈川県平塚市寺田縄101番地3、最後の住所神奈川県平塚市寺田縄101番地、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日令和5年9月10日、出生の場所新潟県古志郡山古志村、出生年月日昭和24年8月29日、職業無職

被相続人 死 矢久保茂生

事務所神奈川県小田原市栄町1丁目14番48号ジャンボーナックビル710号室 田中・宇佐美・石井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石井 宏明

催告期間満了日 令和8年6月10日

横浜家庭裁判所小田原支部

## 令和7年(家)第3262号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍神奈川県小田原市桑原633番地1、最後の住所神奈川県小田原市桑原633番地の1、死亡の場所神奈川県足柄上郡松田町、死亡年月日平成28年3月30日、出生の場所神奈川県足柄下郡小田原町、出生年月日昭和10年1月5日、職業不詳

被相続人 死 向笠 快枝

事務所神奈川県小田原市栄町1丁目14番48号ジャンボーナックビル710 田中・宇佐美・石井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宇佐美満規子

催告期間満了日 令和8年6月10日

横浜家庭裁判所小田原支部

## 令和7年(家)第40097号

長野県松本市大字中山995番地イ

申立人 百瀬 勝雄

本籍長野県松本市大字原115番地、最後の住所長野県松本市大字原115番地、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日令和6年12月4日、出生の場所長野県松本市、出生年月日昭和32年6月13日、職業無職

被相続人 死 倉科 崇明

事務所長野県松本市大字2丁目10番18号ただちやビル1階宮田旭法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮田 旭

催告期間満了日 令和8年6月6日

長野家庭裁判所松本支部

## 令和7年(家)第673号

岐阜県下呂市森960番地

申立人 下呂市長 山内 登

本籍岐阜県下呂市森76番地、最後の住所岐阜県下呂市森801番地17、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日令和7年6月13日、出生の場所岐阜県益田郡下呂町、出生年月日昭和53年9月9日、職業不明

被相続人 死 笠俣 和正

岐阜県高山市桐生町3丁目105番地ひだ法律事務所

相続財産清算人 川津 聰

催告期間満了日 令和8年6月12日

岐阜家庭裁判所高山支部

## 令和7年(家)第8094号

東京都千代田区大手町1丁目9番4号

申立人 株式会社日本政策金融公庫

本籍静岡県駿東郡長泉町竹原43番地1、最後の住所静岡県駿東郡長泉町竹原43番地の1ダイアパレス竹原2棟506号、死亡の場所静岡県三島市、死亡年月日令和5年9月19日、出生の場所静岡県田方郡韋山村、出生年月日昭和30年6月24日、職業不明

被相続人 死 村松 光雄

静岡県沼津市御幸町25番33号 Mビル1階 はまゆう法律事務所

相続財産清算人 弁護士 白井 正人

催告期間満了日 令和8年6月30日

静岡家庭裁判所沼津支部

## 令和7年(家)第8106号

静岡県沼津市千本1910番地の24

申立人 橋本 保雄

本籍静岡県沼津市本字千本1910番地1、最後の住所静岡県沼津市吉田町14番3号 サンコーコーポ第2吉田504号、死亡の場所静岡県沼津市、死亡年月日令和7年1月29日、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和42年12月5日、職業無職

被相続人 死 橋本 一幸

静岡県沼津市市場町3番16号 ひまわりビル伊東法律事務所

相続財産清算人 弁護士 杉浦 孝輔

催告期間満了日 令和8年6月20日

静岡家庭裁判所沼津支部

## 令和7年(家)第81133号

兵庫県尼崎市西立花町4丁目1番4-403号

申立人 絹川 健一

本籍大阪府大阪市城東区今福東1丁目10番、最後の住所大阪市西淀川区姫島3丁目4番34-1004号、死亡の場所大阪府大阪市西淀川区、死亡年月日令和2年4月18日、出生の場所兵庫県西宮市、出生年月日昭和37年8月14日、職業不明

被相続人 死 山本 忠和

大阪市北区西天満2丁目11番8号アメリカンビル7階

相続財産清算人 弁護士 喜多 鉄春

催告期間満了日 令和8年6月30日

大阪家庭裁判所

## 令和7年(家)第81288号

京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都ビル8階

申立人 八ツ元優子

本籍和歌山県橋本市高野口町名倉548番地、最後の住所大阪府茨木市花園2丁目6番1号医療法人恒昼夜会藍野花園病院、死亡の場所大阪府茨木市、死亡年月日令和6年11月22日、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和11年1月24日、職業無職

被相続人 死 西本 和子

大阪市北区東天満2丁目9番4号 千代田ビル東館5階E号室

相続財産清算人 弁護士 野中 辰哲

催告期間満了日 令和8年6月30日

大阪家庭裁判所

## 令和7年(家)第81320号

大阪府大阪狭山市山本北1297番地の2 C-404号

申立人 竹村 良宏

本籍大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北3丁目120番地、最後の住所大阪市阿倍野区天王寺町北3丁目12番3号、死亡の場所三重県多気郡宮川村、死亡年月日平成10年10月10日、出生の場所大阪市東成区、出生年月日昭和16年4月1日、職業不明

被相続人 死 谷 晃

大阪市北区西天満4丁目1番15号 西天満内藤ビル701

相続財産清算人 弁護士 李 義

催告期間満了日 令和8年6月25日

大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第70134号**  
兵庫県姫路市青山北2丁目23番8号  
申立人 田中 仁子  
本籍兵庫県姫路市飾磨区玉地1丁目9番地、最後の住所兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中1丁目11番地2、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和7年1月21日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和32年12月26日、職業無職  
被相続人 亡 林 貞義  
事務所兵庫県姫路市安田4丁目128番地すずビル4階ひめじ立花法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 立花 隆介  
催告期間満了日 令和8年6月5日  
神戸家庭裁判所姫路支部

**令和7年(家)第70190号**  
兵庫県姫路市安田4丁目1番地  
申立人 姫路市  
本籍兵庫県姫路市網干区坂上143番地2、最後の住所兵庫県姫路市網干区坂上143番地2、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日平成25年6月2日、出生の場所兵庫県揖保郡旭陽村、出生年月日昭和3年8月23日、職業不明  
被相続人 亡 三輪 光廣  
事務所兵庫県姫路市北条永良町186番地ストーンヒルズ301号田中・大村法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 大村 えみ  
催告期間満了日 令和8年6月5日  
神戸家庭裁判所姫路支部

**令和7年(家)第487号**  
兵庫県たつの市揖西町清水443番地1  
申立人 吉田 好博  
本籍兵庫県たつの市揖西町清水542番地、最後の住所兵庫県たつの市揖西町清水542番地、死亡の場所兵庫県たつの市、死亡年月日推定令和7年2月14日、出生の場所兵庫県揖保郡揖西村、出生年月日昭和25年8月4日、職業無職  
被相続人 亡 吉田 太  
兵庫県姫路市岡町40番地澤田・中上・森法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 森 崇志  
催告期間満了日 令和8年6月20日  
神戸家庭裁判所龍野支部

**令和7年(家)第1731号**  
島根県大田市大田町大田口1118番地34  
申立人 皆田 絹代  
本籍島根県大田市久手町波根西2110番地、最後の住所島根県大田市川合町吉永1025番地、死亡の場所島根県大田市、死亡年月日令和7年8月31日、出生の場所朝鮮咸鏡南道三水郡江鎮面、出生年月日昭和9年1月29日、職業無職  
被相続人 亡 渡邊恵己子  
島根県出雲市今市町南本町21番地3  
相続財産清算人 司法書士法人成瀬事務所代表者社員 成瀬 公平  
催告期間満了日 令和8年5月28日  
松江家庭裁判所出雲支部

**令和7年(家)第5077号**  
岡山県倉敷市新田2354番地5アリベ倉敷2F  
申立人 西上 清和  
本籍岡山県井原市下稻木町2618番地、最後の住所岡山県倉敷市福島200番地24、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和7年3月19日、出生の場所岡山県笠岡市、出生年月日昭和31年12月27日、職業無職  
被相続人 亡 出水 勝彦  
岡山県笠岡市笠岡2481番地15  
相続財産清算人 司法書士 中田 智明  
催告期間満了日 令和8年6月5日  
岡山家庭裁判所倉敷支部

**令和7年(家)第30096号**  
広島県呉市晴海町11番5号  
申立人 審崎 学  
本籍広島県呉市川尻町東3丁目2609番地1、最後の住所広島県呉市阿賀北1丁目15番12号、死亡の場所広島県呉市、死亡年月日令和7年4月10日、出生の場所広島県豊田郡川尻町、出生年月日昭和35年2月16日、職業無職  
被相続人 亡 下田 剛  
広島県呉市海岸2丁目8番13-201号 ほうさき司法書士事務所  
相続財産清算人 司法書士 審崎 学  
催告期間満了日 令和8年6月5日  
広島家庭裁判所呉支部

**令和7年(家)第2116号**  
徳島県徳島市中洲町2丁目21番地1  
申立人 瀧 誠司  
本籍兵庫県神戸市東灘区御影石町1丁目8番、最後の住所徳島県鳴門市大麻町大谷字山田1番地5、死亡の場所不詳、死亡とみなされる日令和6年3月26日、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和56年4月13日、職業不詳  
被相続人 亡 大場 智尋  
事務所徳島県徳島市中洲町2丁目21番地1  
相続財産清算人 弁護士 瀧 誠司  
催告期間満了日 令和8年6月30日  
徳島家庭裁判所

**公示催告**

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

**令和7年(ヘ)第2号**  
仙台市青葉区荒巻字青葉465番地イトーピア青葉マンション201  
申立人 高橋 定信  
権利の届出の終期 令和8年2月12日  
令和7年10月27日 古川簡易裁判所  
(別紙) 目録

(1)土地 大崎市鳴子温泉字大畑67番3  
宅地 204.00平方メートル  
(2)登記年月日番号 仙台法務局古川支局平成13年10月2日受付第2047号  
(3)登記した権利の内容  
登記の目的 地上権設定  
原因 平成13年9月26日設定  
目的 借地借家法第二十四条の建物所有  
存続期間 平成13年10月1日から10年間  
地代 平成13年10月1日から平成16年9月30日まで1月金12万100円  
平成16年10月1日から平成19年9月30日まで1月金12万7300円  
平成19年10月1日から平成22年9月30日まで1月金13万4900円  
平成22年10月1日から平成23年9月30日まで1月金14万2900円  
支払期 毎月末日  
地上権者 新潟県新発田市新富町三丁目9番9号  
安本 基美

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

**令和7年(家)第225号**  
北海道岩見沢市栗沢町東本町13-2  
申立人 松本 幸治  
本籍北海道岩見沢市栗沢町東本町13番地、最後の住所北海道帯広市緑丘 陸下自衛隊  
不在者 松本 重嘉  
昭和13年4月27日生  
届出期間満了日 令和8年2月28日  
釧路家庭裁判所帯広支部

## 令和7年（家）第607号

東京都荒川区町屋8丁目10番15号

申立人 山田 昌美

本籍石川県金沢市小将町100番地、最後の住所千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山4丁目3番4-8号

不在者 箭田川憲一

昭和24年8月5日生

届出期間満了日 令和8年2月28日

千葉家庭裁判所松戸支部

## 令和7年（家）第7194号

長崎県佐世保市江迎町上川内973番地25

申立人 前田 好子

本籍宮崎県都城市平塚町4090番地、最後の住所不明

不在者 松山 次義

昭和24年11月14日生

届出期間満了日 令和8年2月27日

東京家庭裁判所

## 令和7年（家）第774号

福岡県春日市昇町5丁目183番地

申立人 水上 雄二

本籍福岡県春日市昇町5丁目183番地、最後の住所福岡市下麦野十ノ一組

不在者 水上 純也

昭和11年10月31日生

届出期間満了日 令和8年3月10日

福岡家庭裁判所

## 失踪宣告

## 令和6年（家）第4646号

本籍広島県庄原市上原町2233番地1、最後の住所大阪府守口市橋波西之町1丁目8番7号

不在者 青木 久

昭和8年12月18日生

令和7年10月31日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

## 令和7年（家）第172号

国籍インド、最後の住所インド

不在者 PREMLATHA YUKIKO TIPPOO

西暦1930年3月11日生

令和7年10月31日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

## 令和7年（家）第98号

本籍愛媛県松山市西石井3丁目436番地21、最後の住所愛媛県松山市西石井3丁目10番20号

不在者 中西 大

昭和2年7月29日生

令和7年10月31日失踪宣告審判確定

松山家庭裁判所裁判所書記官

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

## 令和7年（ヘ）第2号

大阪府東大阪市衣摺5丁目4番30号

申立人 株式会社河上

代表者代表取締役 河上 明史

申立代理人弁護士 大沼 剛

申立代理人弁護士 藤山 直紀

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月20日

令和7年10月31日 宇和島簡易裁判所

（別紙）目録

約束手形 1通

手形番号 BA50156

金額 2,000,000円

支払期日 令和7年5月20日

支払地 愛媛県宇和島市

支払場所 株式会社香川銀行宇和島支店

振出日 令和7年3月21日

振出地 愛媛県宇和島市

振出人 愛真機工株式会社 代表取締役 清家 真一

受取人 申立人

最終所持人 申立人

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年（フ）第8021号

東京都八王子市石川町521-2 プラスバトモ304、商業登記簿上の本店所在地東京都八王子市石川町556番地

債務者 合同会社たかの

代表者代表社員 高野 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浅野 卓郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年（フ）第183号

青森県八戸市大字鮫町字日出町7番地

債務者 八戸鮮魚輸送企業組合

代表者代表理事 平 孝司

- 1 決定年月日時 令和7年11月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 薫
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午後3時

盛岡地方裁判所第2民事部

## 令和7年（フ）第817号

北九州市小倉北区中井4丁目10番46号

債務者 株式会社プロスト

代表者仮代表取締役 青木 洋

- 1 決定年月日時 令和7年11月5日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村里 淳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午後2時

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 令和7年（フ）第151号

富山県射水市作道170番地

債務者 有限会社亀本工業

代表者取締役 亀本 久則

- 1 決定年月日時 令和7年11月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 美穂
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午前10時30分

富山地方裁判所高岡支部

## 令和7年（フ）第100号

山形県米沢市塙井町塙野2292番地の1

債務者 青葉産業有限会社

代表者代表取締役 相田 雄二

- 1 決定年月日時 令和7年11月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長岡 克典
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前10時30分

山形地方裁判所米沢支部

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
| 令和7年（フ）第376号<br>静岡県沼津市岡宮1389番地の26<br>債務者 株式会社L&I<br>代表者代表取締役 上坂友里絵<br>1 決定年月日時 令和7年11月7日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 濑野 真志<br>4 破産債権の届出期間 令和8年1月8日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午後1時30分<br>静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 | 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前10時<br>横浜地方裁判所第3民事部<br>令和7年（フ）第277号<br>山梨県甲府市音羽町2番7号<br>債務者 株式会社G・Fプランニング<br>代表者代表取締役 亡草場勇二<br>1 決定年月日時 令和7年11月7日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 太田 道昭<br>4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前10時30分<br>甲府地方裁判所民事部破産係<br>令和7年（フ）第1725号<br>東京都狛江市和泉本町1丁目35番7-136号<br>債務者 アテックス株式会社<br>代表者代表取締役 濑野 豊久<br>1 決定年月日時 令和7年11月7日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 鈴木 規央<br>4 破産債権の届出期間 令和7年12月10日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時<br>京都地方裁判所第5民事部破産係<br>令和7年（フ）第202号<br>新潟県長岡市鉄工町2-2-10<br>債務者 新成建設株式会社<br>代表者代表取締役 佐藤 直人<br>1 決定年月日時 令和7年11月7日午後2時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 横田 大樹<br>4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前10時30分<br>新潟地方裁判所長岡支部破産係<br>令和7年（フ）第2747号<br>横浜市中区吉田町72番地<br>債務者 株式会社K T a d v a n c e<br>代表者代表取締役 小林 敬<br>1 決定年月日時 令和7年11月7日午後4時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 入坂 剛太 | 1 決定年月日時 令和7年11月7日午前11時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 加瀬野忠吉<br>4 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前10時40分<br>岡山地方裁判所第3民事部<br>令和7年（フ）第53号<br>大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦3903番地の1<br>債務者 中央タクシー有限会社<br>代表者取締役 三浦 春吉<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 岡田 壮平<br>4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午後1時30分<br>6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。<br>大分地方裁判所佐伯支部破産係<br>令和7年（フ）第60号<br>兵庫県豊岡市中陰343番地<br>債務者 カドヤ食品株式会社<br>代表者代表取締役 角谷 英樹<br>1 決定年月日時 令和7年11月7日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 田村 貴司<br>4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前11時30分<br>6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。<br>神戸地方裁判所豊岡支部破産係<br>令和7年（フ）第785号<br>北九州市八幡西区春日台2丁目1番5号<br>債務者 有限会社田中珍味<br>代表者取締役 岩尾 開子<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午前10時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。 | 3 破産管財人 弁護士 阿野 寛之<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後3時<br>福岡地方裁判所小倉支部第1民事部<br>令和7年（フ）第561号<br>熊本市中央区神水2丁目4番2号<br>債務者 株式会社ワールドライン<br>代表者代表取締役 松本 邦充<br>1 決定年月日時 令和7年11月5日午後2時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 田中 智之<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前10時30分<br>熊本地方裁判所民事第1部破産再生係<br>令和7年（フ）第4680号<br>大阪府東大阪市大蓮東3丁目16番11号清光マニション2階24号、商業登記簿上の本店所在地大阪市平野区加美北6丁目5番1号<br>債務者 有限会社オールジャパンエキスプレス<br>代表者取締役 中西 正二<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 古野裕衣子<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午後2時40分<br>大阪地方裁判所第6民事部<br>令和7年（フ）第821号<br>北九州市小倉北区室町3丁目3番15号 もりとうビル2F<br>債務者 株式会社R O N D E<br>代表者代表取締役 論手 恵<br>1 決定年月日時 令和7年11月4日午後2時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 清成 真<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午前10時<br>福岡地方裁判所小倉支部第1民事部<br>令和7年（フ）第875号<br>福岡県中間市大字垣生1500番地<br>債務者 株式会社T. M. U物流<br>代表者代表取締役 浦底 博昭<br>1 決定年月日時 令和7年11月4日午後4時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 時枝 和正<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午後1時30分<br>福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 |
|--|--|--|---|

**令和7年(フ)第584号**

愛知県豊田市広川町7丁目94番地1

債務者 有限会社コーガ

代表者取締役 藤田 幸二

1 決定年月日時 令和7年11月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 梅村 浩司

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和8年2月3日午後1時50分

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第64号**茨城県ひたちなか市大字津田2616-4 C A S  
A T S U D A 1-B

債務者 株式会社匠の化粧屋

代表者代表取締役 市川 靖士

1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 石橋 真一

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和8年2月4日午後4時

水戸地方裁判所

**令和7年(フ)第4964号**

大阪市中央区南船場2丁目6番21-503号

債務者 株式会社R &amp; A

代表者代表清算人 藤本 強

1 決定年月日時 令和7年11月6日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 河合 悠介

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和8年2月5日午後2時20分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第52号**

大分県佐伯市蒲江大字畑野浦376番地の3

債務者 パールタクシー有限会社

代表者取締役 三浦 春吉

1 決定年月日時 令和7年11月6日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 岡田 壮平

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和8年2月5日午後1時30分

大分地方裁判所佐伯支部破産係

**令和7年(フ)第2377号**

横浜市泉区和泉中央北5丁目15番1-205号

債務者 株式会社A T N

代表者代表取締役 立川 浩二

- 1 決定年月日時 令和7年11月6日午後4時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 石川 宏昭
  - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和8年2月12日午前11時50分
- 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1261号**

京都市伏見区醍醐檜ノ内町31番地7

債務者 合同会社ロケットペニギン

代表者代表社員 田中 秀明

1 決定年月日時 令和7年11月6日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 北川 恭介

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和8年2月18日午前11時

京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第278号**沖縄県浦添市伊祖1丁目1番21号 5階 O  
F F I C E T I M E

債務者 有限会社アースコーディネーター

代表者代表取締役 儀保 孝長

1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 横井 理人

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和8年2月19日午前10時30分

那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(フ)第1867号**

福岡市博多区麦野1丁目30番17-701号

債務者 ネクステップ合同会社

代表者代表社員 坪井 修造

1 決定年月日時 令和7年11月4日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山口枝見子

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和8年1月21日午前11時30分

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第1569号**

福岡市早良区早良4丁目33番10号

債務者 株式会社サンセツ

代表者代表取締役 山尾 征吾

1 決定年月日時 令和7年11月5日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 恩穂井達也

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和8年1月22日午前10時

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第324号**

北海道旭川市二条通10丁目360番地1

債務者 株式会社サクセス

代表者代表取締役 高瀬 順也

1 決定年月日時 令和7年11月7日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 中嶋 純

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和8年2月13日午前10時

高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第1970号**

埼玉県川口市江戸袋1丁目14番18号

債務者 合同会社R A D I A N T S T A R

代表者代表社員 佐藤 道太

1 決定年月日時 令和7年11月7日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 井本 大輔

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和8年2月16日午前10時

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第145号**

鳥取県米子市米原8丁目13番12号-101号

債務者 株式会社山陰経済新聞社

代表者代表取締役 野口莊太郎

1 決定年月日時 令和7年11月10日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 中永 淳也

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和8年2月16日午前11時

鳥取地方裁判所米子支部

**令和7年(フ)第1145号**

山形市江俣2丁目12番13号

債務者 株式会社K I W A

代表者代表取締役 原田 雄一

1 決定年月日時 令和7年11月7日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 宮 悠理

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和8年2月20日午後2時

仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第5303号**

大阪府豊中市庄内栄町5丁目11番10号

債務者 株式会社M f a c t o r y

代表者代表取締役 村瀬 直人

1 決定年月日時 令和7年11月7日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 根岸 治

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和8年2月26日午後2時50分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第355号**

香川県高松市香川町安原下第三号1802番地

債務者 株式会社びっころ村

代表者代表取締役 佃 千賀子

|                     |  |
|---------------------|--|
| <b>令和7年(フ)第246号</b> | 高知市一ツ橋町2丁目77番地<br>債務者 はつほ商事有限会社<br>代表者代表取締役 山影 �光延<br>1 決定年月日時 令和7年11月10日前10時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 中本 雅章<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午後1時30分<br>高知地方裁判所破産係   |
| <b>令和7年(フ)第141号</b> | 鹿児島県伊佐市大口上町22番地7<br>債務者 株式会社ふくしま<br>代表者代表取締役 福島 秀一<br>1 決定年月日時 令和7年11月7日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 岩井 作太<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時<br>鹿児島地方裁判所加治木支部破産係   |
| <b>令和7年(フ)第235号</b> | 群馬県高崎市引間町225番地<br>債務者 農事組合法人国府野菜本舗<br>代表者理事 真塩 博樹<br>1 決定年月日時 令和7年11月7日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 篠崎 幸治<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前10時<br>前橋地方裁判所高崎支部   |
| <b>令和7年(フ)第483号</b> | 宮崎市鶴島3丁目138番地<br>債務者 株式会社18<br>代表者代表取締役 重富奈津美<br>1 決定年月日時 令和7年11月10日午後1時30分<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 谷田 寿人<br>宮崎地方裁判所破産係<br><b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b><br>次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。 |

|                      |  |
|----------------------|--|
| <b>令和7年(フ)第1234号</b> | 仙台市宮城野区宮城野2丁目7番26-108号<br>債務者 濑川 拓弥<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 高橋 大輔<br>4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後1時50分<br>6 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで<br>仙台地方裁判所第4民事部破産係  |
| <b>令和7年(フ)第1262号</b> | 京都市伏見区醍醐東合場町12番地5 アーク醍醐 403<br>債務者 田中 秀明<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 北川 恭介<br>4 破産債権の届出期間 令和7年12月24日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前11時<br>6 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで<br>京都地方裁判所第5民事部破産係   |
| <b>令和7年(フ)第281号</b>  | 岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第9地割108番地<br>債務者 宮崎 詠司<br>1 決定年月日時 令和7年11月7日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 加瀬野忠吉<br>4 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午後2時<br>6 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで<br>岡山地方裁判所倉敷支部破産係   |
| <b>令和7年(フ)第65号</b>   | 青森県八戸市大字櫛引字前田29番地6 ピレッジハウスひといち2-303、申立時の住所青森県八戸市大字田向字檀ノ平28番地 作田住宅8号<br>債務者 西村 勝義<br>1 決定年月日時 令和7年11月7日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 作山 直輝<br>4 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午後3時20分<br>6 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで<br>盛岡地方裁判所第2民事部 |
| <b>令和7年(フ)第115号</b>  | 愛媛県四国中央市妻鳥町20番地1<br>債務者 横野 達也<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日前10時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 板谷 淳一<br>4 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午後2時<br>6 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで<br>松山地方裁判所西条支部  |
| <b>令和7年(フ)第160号</b>  | 茨城県稲敷市角崎1617番地8 ウイング21角崎105号室<br>債務者 森岡 忠泰<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 加藤 怜   |
| <b>令和7年(フ)第121号</b>  | 福島市笹谷字中谷前5番地の2<br>債務者 茅原 正幸<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 加藤 怜  |
| <b>令和7年(フ)第638号</b>  | 相模原市中央区宮下本町1丁目16番6号<br>債務者 宮崎 秀<br>1 決定年月日時 令和7年11月7日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 加藤 勝<br>4 破産債権の届出期間 令和7年12月16日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後2時<br>6 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで<br>福島地方裁判所   |
| <b>令和7年(フ)第262号</b>  | 愛知県豊橋市東脇4丁目7番地1 ウィンディアモリキュウ202<br>債務者 河辺 成美(旧姓八幡)<br>1 決定年月日時 令和7年11月7日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 上野 浩<br>4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月13日午前10時<br>6 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで<br>名古屋地方裁判所豊橋支部                                    |
| <b>令和7年(フ)第218号</b>  | 山形県東根市羽入東6番22号 ピーチハウスII-212<br>債務者 三宅 邦恵<br>1 決定年月日時 令和7年11月7日午後2時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 横山 由秀<br>4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月12日午前10時30分<br>6 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで<br>山形地方裁判所民事部  |

## 令和7年(フ)第634号

静岡市清水区西久保1丁目12番5号  
債務者 山下 正人

- 1 決定年月日時 令和7年11月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐野 公洋
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月14日前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで  
静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1864号

東京都立川市若葉町2丁目25番地の7マンションファシール201号  
債務者 佐藤 祐二

- 1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加地 裕武
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月16日前1時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第2114号

横浜市西区浅間町4丁目338番地2 藤和シティコープ浅間町413号  
債務者 橋本 好正

- 1 決定年月日時 令和7年11月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱田 崇
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月26日前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第2501号

横浜市鶴見区下野谷町3丁目96番地 リヴィエール鶴見301  
債務者 小林 雅義

- 1 決定年月日時 令和7年11月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 若林 祐介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月27日前11時30分

6 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第169号

北海道上川郡清水町本通4丁目18番地1  
債務者 池田牛乳店・ミルクロード帯広こと八木 和博

- 1 決定年月日時 令和7年11月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木 誠
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月4日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで  
釧路地方裁判所帯広支部破産係

## 令和7年(フ)第164号

東京都八王子市川口町1890番地23カームフラット202号  
債務者 小泉 誠

- 1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 大志
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月21日前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第2749号

神奈川県大和市桜森2丁目21番7号  
債務者 遠藤 勇

- 1 決定年月日時 令和7年11月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯島 麻樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月29日前1時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第629号

川崎市幸区辯屋町36番地  
債務者 中野 昭平

- 1 決定年月日時 令和7年11月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河野 力丸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月4日前10時50分

6 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 令和7年(フ)第734号

川崎市中原区今井南町7番18号 Casa Bianca 102  
債務者 中内 祐希

- 1 決定年月日時 令和7年11月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 俊介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月4日前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

- 1 決定年月日時 令和7年11月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉澤幸次郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月18日前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 令和7年(フ)第609号

相模原市中央区下九沢1183番地89  
債務者 中村 哲希

- 1 決定年月日時 令和7年11月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 八幡 康祐
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月18日前3時
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで  
横浜地方裁判所相模原支部

## 令和7年(フ)第188号

千葉県東金市田間779番地 セイバリー102  
債務者 北田 光香(旧姓五木田)

- 1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村岡 旭美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月5日前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第2654号

横浜市鶴見区下野谷町4丁目126番地

- 1 決定年月日時 令和7年11月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 佳隆
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで  
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

## 令和7年(フ)第108号

岡山県津市山橋本町23番地  
債務者 小阪 俊二

- 1 決定年月日時 令和7年11月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤原由季子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月2日前1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで  
岡山地方裁判所津山支部

**令和7年(フ)第67号**  
静岡県富士市十兵衛277番地の2  
債務者 吉田 英樹

1 決定年月日時 令和7年11月7日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 生田目哲哉  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月14日前11時50分  
6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで  
静岡地方裁判所富士支部

**令和7年(フ)第2295号**  
横浜市港北区大曾根3丁目16番34号 柴田ガーデンハイツD102  
債務者 文藏 正直

1 決定年月日時 令和7年11月7日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 山本新一郎  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月21日前10時20分  
6 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第2772号**  
横浜市中区山元町2丁目96番地30  
債務者 プロッサー昌則

1 決定年月日時 令和7年11月7日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 中野 智仁  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月21日午後2時50分  
6 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1957号**  
東京都青梅市新町1丁目44番地の32  
債務者 岩本 千映(旧姓長谷川)

1 決定年月日時 令和7年11月7日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 井上 健太  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月10日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月15日前午11時45分

6 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ) 第1903号**

東京都国分寺市泉町2丁目6番1-715号ト  
ミニハイム国分寺泉町

債務者 管野 保良

1 決定年月日時 令和7年11月7日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 松本 浩幸

4 破産債権の届出期間 令和7年12月10日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月21日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ) 第1913号**

東京都稻城市長峰3丁目8番地2-304

債務者 山田 隆男

1 決定年月日時 令和7年11月7日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 木之下隼人

4 破産債権の届出期間 令和7年12月10日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月21日午後1時45分

6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ) 第75号**

熊本県八代郡氷川町網道1068番地7

債務者 野尻 一也

1 決定年月日時 令和7年11月10日前午11時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 田畑 求三

4 破産債権の届出期間 令和7年12月10日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月22日前午11時30分

6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで  
熊本地方裁判所八代支部  
**令和7年(フ) 第1726号**

神奈川県川崎市麻生区百合丘2-19-19、住民票上の住所東京都狛江市和泉本町1丁目35番7-136号

債務者 濑野 豊久

1 決定年月日時 令和7年11月7日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 鈴木 規央  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月10日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月  
17日午後1時30分  
6 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第478号**  
新潟市東区山木戸6丁目1番7号  
債務者 佐久間 聰  
1 決定年月日時 令和7年11月7日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 後藤 直樹  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前1時50分  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。  
7 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで  
新潟地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第74号**  
島根県出雲市湖陵町板津258番地  
債務者 岡田 尚博  
1 決定年月日時 令和7年11月7日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 錦織 正二  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後1時30分  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。  
7 免責意見申述期間 令和8年1月6日まで  
松江地方裁判所出雲支部  
**令和7年(フ)第54号**  
大分県佐伯市東町8番11号  
債務者 三浦 春吉

1 決定年月日時 令和7年11月6日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 岡田 壮平  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午後1時30分  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和8年1月8日まで  
大分地方裁判所佐伯支部破産係

**令和7年(フ)第147号**  
鳥取県鳥取市面影1丁目18番12-203号県住203号  
債務者 福田 裕士  
1 決定年月日時 令和7年11月7日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 山本 真輝  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午前1時30分  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで  
鳥取地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第152号**  
鳥取県鳥取市西品治362番地5大蝶荘206号  
債務者 岸本 幸一  
1 決定年月日時 令和7年11月7日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 西牆 省吾  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午前1時45分  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで  
鳥取地方裁判所民事部

|   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| <p><b>令和7年(フ)第482号</b><br/>宮崎市大工3丁目300番地 ロイヤルシティ一大工402号<br/>債務者 高橋慎太郎<br/>1 決定年月日時 令和7年11月7日午後1時30分<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>3 破産管財人 弁護士 新原 次郎<br/>4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで<br/>宮崎地方裁判所破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第4998号</b><br/>大阪市住吉区山之内3-4-10-201、住民票上の住所堺市堺区大浜北町2丁1番7-612号<br/>債務者 安井 一郎<br/>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後3時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>3 破産管財人 弁護士 石橋 徹也<br/>4 免責意見申述期間 令和8年1月8日まで<br/>大阪地方裁判所第6民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第1522号</b><br/>福岡市東区御島崎2丁目11番7号 メディケア癒やし御島崎、前住所福岡市東区社領1丁目11番10-201号 リベルテ社領<br/>債務者 岩井 孝司<br/>1 決定年月日時 令和7年11月4日午後1時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>3 破産管財人 弁護士 友岡 泰明<br/>4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで<br/>福岡地方裁判所第4民事部</p> <p><b>破産手続開始・破産手続廃止<br/>及び免責許可申立てに関する<br/>意見申述期間</b></p> <p><b>令和7年(フ)第651号</b><br/>北九州市小倉北区明和町1番26-601号<br/>債務者 葛城 竜二<br/>1 決定年月日時 令和7年11月5日午後3時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで<br/>福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> | <p><b>令和7年(フ)第782号</b><br/>北九州市八幡西区本城東1丁目7番10-505号<br/>債務者 堀 勇治<br/>1 決定年月日時 令和7年11月5日午後3時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで<br/>福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第837号</b><br/>北九州市小倉南区田原3丁目15番3号(B202号)<br/>債務者 山本龍之介<br/>1 決定年月日時 令和7年11月5日午前11時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで<br/>福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> | <p><b>令和7年(フ)第830号</b><br/>北九州市小倉北区片野1丁目9番7号(201)、<br/>前住所北九州市小倉北区大門1丁目6番48号<br/>債務者 添田 正和<br/>1 決定年月日時 令和7年11月5日午前10時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで<br/>山形地方裁判所米沢支部</p> <p><b>令和7年(フ)第103号</b><br/>山形県米沢市東2丁目3番15号 セジュール・ソレーユA-102号室<br/>債務者 海藤 裕美<br/>1 決定年月日時 令和7年11月7日午前10時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで<br/>福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第842号</b><br/>北九州市八幡西区別所町11番4-202号<br/>債務者 近藤さゆり<br/>1 決定年月日時 令和7年11月6日午前11時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで<br/>福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> | <p>1 決定年月日時 令和7年11月7日午前10時<br/>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br/>本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで<br/>山形地方裁判所米沢支部</p> <p><b>令和7年(フ)第1916号</b><br/>名古屋市北区金城町3丁目1番地 アーバニア志賀公園四番街12棟201号、従前の住所名古屋市西区比良1丁目176番地 プロッサム202号<br/>債務者 安藤 辰樹<br/>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br/>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/>本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで<br/>名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p><b>令和7年(フ)第1917号</b><br/>名古屋市北区金城町3丁目1番地 アーバニア志賀公園四番街12棟201号、従前の住所名古屋市西区比良1丁目176番地 プロッサム202号<br/>債務者 安藤 夏希<br/>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br/>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br/>本件破産手続を廃止する。<br/>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br/>4 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで<br/>名古屋地方裁判所民事第2部</p> |
|---|---|---|--|

|                      |   |
|----------------------|---|
| <b>令和7年(フ)第2218号</b> | 名古屋市北区柳原3丁目6番35号 柳原荘2棟104号<br>債務者 川上 雄司<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで<br>名古屋地方裁判所民事第2部      |
| <b>令和7年(フ)第2394号</b> | 名古屋市中川区八神町4丁目12番地の2 アイステージ八神3C号<br>債務者 鎌田 幸人<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで<br>名古屋地方裁判所民事第2部 |
| <b>令和7年(フ)第2401号</b> | 名古屋市守山区幸心4丁目201番地 幸心住宅10棟305号<br>債務者 大内 香織<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで<br>名古屋地方裁判所民事第2部   |
| <b>令和7年(フ)第2734号</b> | 名古屋市北区丸新町353番地 (株)大輝<br>債務者 甲斐 大輔<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで<br>名古屋地方裁判所民事第2部            |
| <b>令和7年(フ)第4876号</b> | 大阪市西区本田3丁目5番29号<br>債務者 段中 皓貴  |

|                      |   |
|----------------------|---|
| <b>令和7年(フ)第7741号</b> | 東京都杉並区下井草1丁目12-5 プラザ阿佐谷B棟 201<br>債務者 玉田 亮<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで<br>5 免責審尋期日 令和8年2月3日午後1時30分<br>大阪地方裁判所第6民事部    |
| <b>令和7年(フ)第4898号</b> | 大阪府豊中市新千里西町3丁目1番C16-106号<br>債務者 松岡 紘希<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後3時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで<br>5 免責審尋期日 令和8年1月23日午後1時30分<br>大阪地方裁判所第6民事部       |
| <b>令和7年(フ)第4952号</b> | 大阪市旭区中宮3丁目16番33号 サンガーデンユート 201<br>債務者 増森 直也<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後3時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで<br>5 免責審尋期日 令和8年1月23日午後1時30分<br>大阪地方裁判所第6民事部 |
| <b>令和7年(フ)第7835号</b> | 東京都中野区大和町1丁目37-16<br>債務者 高井 雪惠<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで<br>5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後2時<br>東京地方裁判所民事第20部                |
| <b>令和7年(フ)第7837号</b> | 東京都大田区仲六郷4丁目2-12 六郷ハイム<br>債務者 今野 正<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで<br>5 免責審尋期日 令和8年1月20日午前11時<br>東京地方裁判所民事第20部           |
| <b>令和7年(フ)第7837号</b> | 東京都大田区仲六郷4丁目2-12 六郷ハイム<br>債務者 今野 正<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで<br>5 免責審尋期日 令和8年1月20日午前10時30分<br>東京地方裁判所民事第20部        |
| <b>令和7年(フ)第7945号</b> | 東京都三鷹市井口4丁目12-4-105<br>債務者 山崎 輝雄<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで<br>5 免責審尋期日 令和8年1月20日午前10時30分<br>東京地方裁判所民事第20部          |
| <b>令和7年(フ)第7853号</b> | 東京都目黒区八雲5丁目17-7-103<br>債務者 宮川 拓郎<br>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで<br>5 免責審尋期日 令和8年2月3日午前10時30分<br>東京地方裁判所民事第20部            |

**破産手続終結****令和6年(フ)第762号**

福岡市博多区下呂服町6番30号  
破産者 株式会社レオパルディ

- 1 決定年月日 令和7年11月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第12号**

鹿児島県霧島市溝辺町麓1丁目38番地2 中西方、旧住所鹿児島県姶良市西餅田1330番地  
3 ケア&ナーシングあいら

破産者 亡石原昭代(旧姓林)相続財産

- 1 決定年月日 令和7年11月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和6年(フ)第968号**

仙台市宮城野区大桿10番19号

破産者 株式会社新東洋技術コンサルタント  
1 決定年月日 令和7年11月7日

- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和6年(フ)第113号**

千葉県市原市五井西5丁目12番3号

破産者 株式会社KAMI SHO

- 1 決定年月日 令和7年11月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所木更津支部

**令和6年(フ)第114号**

千葉県君津市郡1丁目18番2号 203、開始決定時の住所千葉県君津市郡1丁目3番24号  
破産者 上妻 省吉

- 1 決定年月日 令和7年11月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所木更津支部

**令和6年(フ)第109号**

愛媛県四国中央市土居町天満2487番地  
破産者 株式会社S G M

- 1 決定年月日 令和7年11月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

松山地方裁判所西条支部

**令和7年(フ)第19号**

福島県郡山市駅前2-3-7エリート30ビル  
2F

破産者 株式会社S t u t t e r i n g

- 1 決定年月日 令和7年11月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福島地方裁判所郡山支部破産係

**令和7年(フ)第97号**

徳島県徳島市沖浜東2丁目26番地

破産者 株式会社アイ・コーポレーション

- 1 決定年月日 令和7年11月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

徳島地方裁判所民事部

**破産手続終結及び免責許可決定****令和7年(フ)第469号**

福岡市早良区田隈2丁目12番22号 ロイヤル  
武番館A

破産者 オールライン工芸こと 伊藤 修一

- 1 決定年月日 令和7年11月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(フ)第166号**

長野市安茂里657 早川貸家、旧住所長野市  
川中島町今里31番地3

破産者 川島 成明

**令和6年(フ)第109号**

- 1 決定年月日 令和7年11月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
長野地方裁判所民事部破産係

**令和5年(フ)第266号**

岡山県倉敷市連島町鶴新田2101番地1 工  
バーグリーン鶴新田Ⅲ201

破産者 藤原 孝倫

- 1 決定年月日 令和7年11月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第32号**

福岡県京都郡苅田町大字尾倉2943番地

破産者 笹原 智子

- 1 決定年月日 令和7年11月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**令和6年(フ)第792号**

仙台市太白区鹿野3丁目27番17-504号、開始決定時の住所仙台市太白区桜木町32番17号

破産者 中川 英毅

- 1 決定年月日 令和7年11月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和6年(フ)第557号**

埼玉県三郷市さつき平2丁目4番2-306号

破産者 中山 武雄

- 1 決定年月日 令和7年11月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和4年(フ)第3564号**

大阪府東大阪市大蓮南1丁目14番27号  
破産者 塚口 薫

- 1 決定年月日 令和7年11月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第5851号**

大阪府高槻市牧田町6番22-405号

破産者 安藤整骨院こと安藤クリーンサービス  
こと 安藤 剛

- 1 決定年月日 令和7年11月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第390号**

福岡市東区松田3丁目8番18-801号 葉山  
マンションⅡ、前住所福岡市東区松田3丁目  
24番8-1107号 ロワールマンション箱崎Ⅱ

破産者 倉富 隆志

- 1 決定年月日 令和7年11月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(フ)第150号**

青森県弘前市大字亀甲町70番地 グループ  
ホームバンドー弘前公園、旧住所青森県弘前  
市大字青女子字桜苑334番地

破産者 下山 和子

- 1 決定年月日 令和7年11月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。  
青森地方裁判所弘前支部

|               |   |
|---------------|---|
| 令和6年(フ)第472号  | 岡山市東区東平島1109番地3、開始決定時の住所広島市安佐南区伴中央4-3-37 102号<br>破産者 福岡 政一<br>1 決定年月日 令和7年11月10日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>4 主文 破産者について免責を許可する。<br>広島地方裁判所民事第4部       |
| 令和6年(フ)第67号   | 大分県宇佐市院内町香下217番地の2<br>破産者 宮本美智子<br>1 決定年月日 令和7年11月10日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>4 主文 破産者について免責を許可する。<br>大分地方裁判所中津支部破産・再生係<br><b>破産債権の届出期間及び一般調査期日</b> |
| 令和6年(フ)第591号  | 福岡県大野城市月の浦3丁目15番9号<br>破産者 神木 保子<br>1 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで<br>2 一般調査期日 令和7年12月11日午後2時<br>令和7年11月5日<br>福岡地方裁判所第4民事部  |
| 令和7年(フ)第206号  | 北海道砂川市空知太西2条5丁目3番14号、開始決定時の住所北海道旭川市神楽岡7条5丁目6番10号<br>破産者 糸田 宜弘<br>1 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで<br>2 一般調査期日 令和8年2月5日午後2時20分<br>令和7年11月7日 旭川地方裁判所民事部  |
| 令和6年(フ)第1173号 | 広島市中区吉島町5番21-110号<br>破産者 片野 孝蔵  |

|   |   |
|---|---|
| 1 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで<br>2 一般調査期日 令和8年1月30日午前11時30分<br>令和7年11月7日<br>広島地方裁判所民事第4部  | <b>書面による計算報告</b><br>次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。                               |
| <b>令和7年(フ)第143号</b><br>石川県野々市市本町2丁目23番21号 野々市コア203号、従前の住所石川県野々市市押越2丁目7番地6<br>破産者 岩田 潔<br>1 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで<br>2 一般調査期日 令和8年2月6日午前11時45分<br>令和7年11月10日 金沢地方裁判所民事部         | <b>令和7年(フ)第218号</b><br>宮崎市田野町甲1599番地1<br>破産者 長倉 弘昂<br>異議申述期間 令和7年12月22日まで<br>令和7年11月10日 宮崎地方裁判所破産係  |
| <b>令和7年(フ)第406号</b><br>宮城県石巻市駅前北通り3丁目3番21号<br>破産者 大河原 悅<br>1 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで<br>2 一般調査期日 令和8年2月20日午前10時40分<br>令和7年11月7日<br>仙台地方裁判所第4民事部破産係                               | <b>特別清算開始</b>   |
| <b>令和6年(フ)第2385号</b><br>横浜市都筑区北山田5丁目6番2-601号<br>破産者 安部美砂子<br>1 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで<br>2 一般調査期日 令和8年2月16日午前11時30分<br>令和7年11月10日<br>横浜地方裁判所第3民事部                               | <b>令和7年(ヒ)第11号</b><br>栃木県那須塩原市西栄町7番1号<br>清算株式会社 株式会社Sweetfish Blues<br>代表清算人 竹田 共佳<br>1 決定年月日 令和7年10月31日<br>2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。      |
| <b>令和7年(フ)第76号</b><br>山口県萩市大字山田4853番地2 2号室、開始決定時の住所鹿児島県薩摩川内市百次町1030番地11<br>破産者 鍛治屋俊一<br>1 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで<br>2 一般調査期日 令和8年1月20日午前10時10分<br>令和7年10月31日<br>鹿児島地方裁判所川内支部破産係 | <b>宇都宮地方裁判所第1民事部</b><br>千葉県八街市八街は15番地82<br>清算株式会社 株式会社金川工業<br>代表清算人 金川 寛明<br>1 決定年月日 令和7年11月4日<br>2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。                |
| <b>令和6年(フ)第4800号</b><br>大阪市港区福崎1丁目2番27号、旧本店所在地大阪市港区市岡4丁目1番5号<br>破産者 昌一金属株式会社<br>1 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで<br>2 一般調査期日 令和8年2月12日午後3時<br>令和7年11月7日<br>大阪地方裁判所第6民事部                 | <b>千葉地方裁判所佐倉支部</b><br>東京都千代田区麹町4丁目3番29号VORT<br>紀尾井坂4階<br>清算株式会社 NK管財株式会社<br>代表清算人 佐藤 英人<br>1 決定年月日 令和7年10月31日<br>2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 |
| <b>令和6年(フ)第2078号</b><br>東京都港区西新橋1丁目6番13号柏屋ビル<br>清算株式会社 株式会社浅野製作所<br>代表清算人 浅野 大介   | <b>東京地方裁判所民事第20部</b><br><b>令和7年(ヒ)第2084号</b><br>東京都港区西新橋1丁目6番13号柏屋ビル<br>清算株式会社 株式会社浅野製作所<br>代表清算人 浅野 大介                                     |

|   |               |
|---|---------------|
| 1 決定年月日 令和7年10月31日<br>2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  | 東京地方裁判所民事第20部 |
| <b>令和7年(ヒ)第21号</b><br>愛知県高浜市田戸町2丁目2番地44<br>清算株式会社 三州野安株式会社<br>代表清算人 野口 安則<br>1 決定年月日 令和7年11月5日<br>2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。                    | 名古屋地方裁判所岡崎支部  |
| <b>令和7年(ヒ)第3032号</b><br>大阪府吹田市豊津町31番27号<br>清算株式会社 株式会社ワールドスタイル<br>代表清算人 服部 浩士<br>1 決定年月日 令和7年10月31日<br>2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。               | 大阪地方裁判所第6民事部  |
| <b>特別清算協定認可</b>   |               |
| <b>令和7年(ヒ)第1007号</b><br>横浜市鶴見区矢向6丁目6番13号<br>清算株式会社 株式会社川崎管財<br>代表清算人 岡田 恭平<br>1 決定年月日 令和7年11月4日<br>2 主文 次の協定を認可する。                              |               |
| <b>協定</b>   |               |
| 第1 通則<br>1 本件債権<br>特別清算開始決定日までの原因に基づいて発生した、各協定債権者（別紙「本件債権額一覧」に記載の債権者をいう。）の協定債権のうち、元金部分及び清算株式会社の解散日（令和7年4月11日）までに発生した利息並びに遅延損害金にかかる債権を「本件債権」とする。 |               |
| 2 債権額<br>各協定債権者の特別清算開始決定日における本件債権額は、別紙「本件債権額一欄」とおりである。  |               |
| 3 弁済の場所<br>本協定における弁済は、各協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は各協定債権者の負担とする。  |               |

## 第2 債務の弁済及び免除

- 1 清算株式会社は、各協定債権者（但し、宇田川章を除く。）に対し、本協定認可の決定が確定した日から1か月以内に、換価代金から必要な費用（特別清算終結までに生じる法人税均等割を含む。）を控除した残額を、本件債権額に応じて弁済する。
- 2 各協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（本件債権に付随する利息、遅延損害金、違約金も含まれる。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
- 3 第1項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、各協定債権者（但し、宇田川章を除く。）に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を、本件債権額に応じて按分して支払う。この場合においては、前項の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。  
(別紙省略)

以上

横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年（ヒ）第3号

福井市三十八社町32字20番1  
清算株式会社 株式会社タケダ開発  
代表清算人 武田 茂

- 1 決定年月日 令和7年10月31日
- 2 主文 次の協定を認可する。  
協定

#### 第1 基本方針

株式会社タケダ開発（以下「特別清算会社」という）は、その経営する預託金会員制ゴルフ場（「杉ノ木台ゴルフクラブ」。以下、「本件ゴルフ場」という。）における会員の施設利用権を保護するとともに、会員を含む債権者に対するできる限り最大限の弁済を行うことを目的として、この協定（以下「本件協定」という）を策定した。

すなわち、特別清算会社は、（福井地方裁判所の許可を得て、令和7年5月1日、新設分割手続（以下、本件新設分割といふ。）により新たに設立した株式会社杉ノ木台ゴルフクラブ（以下、「新会社」といふ。）に本件ゴルフ場事業を承継させ、これに対し、交付を受ける

新会社の株式（以下「本件株式」という）を、同日、本件株式を株式会社ノザワワールド（以下、「本件スponサー」という。）に売却（以下

「本件株式譲渡」という）することによりで弁済原資の増加を図り、(ii)本件スponサーとの間で、本件ゴルフ場の施設利用を希望する会員のために入会金及び預託金の負担なく新規に会員契約を締結する機会を提供することを合意することにより、会員の施設利用権の実質的に維持することを図ることにした。

以上のように、本件協定は、本件スponサーの協力を得ることによって、本件ゴルフ場の会員の施設利用権を実質的に保護しつつ、会員を含む債権者に対して可能な限りの弁済をすることを基本方針としたものである。

## 第2 通則

### 1 定義

#### (1) 会員預託金債権

本件協定の認可決定確定時において、特別清算会社との間で本件ゴルフ場に係る会員契約を締結し、かつ、名義書換を完了している会員（その相続人を含む。以下、「会員預託金債権者」という。）が有する債権をいう。

#### (2) 一般協定債権

特別清算会社に対する金銭債権から、(i)会員預託金債権、(ii)一般的な先取特権その他一般的の優先権がある債権、(iii)特別清算の手続のために特別清算会社に対して生じた債権、(iv)特別清算の手続に関する特別清算会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。

#### 2 本件協定の対象となる債権

本件協定の対象となる会員預託金債権及び一般協定債権（以下、併せて「本件協定債権」という。）について、本件協定による権利の変更及び弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、及び発生原因等にかかわらず、債権者ごとに全ての債権を合算して1つの債権とみなす。

## 第3 権利変更及び弁済方法

### 1 会員契約の解除

会員預託金債権者と特別清算会社との間の本件ゴルフ場に係る会員契約は、本件協定の認可決定確定時に当然に解除となる。

## 2 弁済

### (1) 弁済の金額

特別清算会社は、本件協定債権を有する債権者（ただし、株式会社タケダレイス、株式会社武田機械、タケダニット協同組合、及び武田茂（以下併せて「タケダレース等」という）を除く。以下、「本件協定債権者」という）に対し、本件協定の認可決定確定日の属する月の末日から2か月以内（以下「本件弁済期限」という）に、別紙債権者一覧表の「弁済額」欄記載のとおり、本件協定債権の金額（ただし、特別清算会社が本件協定債権者に対して期限の到来した反対債権（年会費支払い請求権等）を有する場合は、本件協定債権と当該反対債権の相殺後の残額（別紙債権者一覧表の「債権額（相殺後）」欄記載の金額））の2.6%に相当する金員をそれぞれに対し弁済する（以下「本件弁済」という）。

### (2) 弁済の方法

本件弁済は、特別清算会社の本店所在地において行う。

特別清算会社は、本件協定債権者の住所変更等やむを得ない事情により本件弁済期限までに弁済できなかった場合、直ちに弁済すべき額を供託し、弁済までに遅延した期間に係る遅延損害金等は生じないものとする。

本件協定債権の弁済額の計算にあたり生じる1円未満の端数は切り捨てる。

### 3 免除等

#### (1) 本件協定債権者

本件協定債権者は、本件弁済を受けた時点で、特別清算会社に対し、本件協定債権から弁済を受けた金額を控除した残額の債務（利息債務及び遅延損害金債務を含む。）を免除する（以下、「本件免除」という。）。

特別清算会社は、本件弁済後、新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を本件協定債権の割合に応じて、追加で弁済する（以下、「本件追加弁済」という。）。この場合、本件免除は、本件追加弁済の

限度で、本件弁済時に遡って効力を失う。但し、弁済費用が各債権者に対する弁済費用（振込費用等）を超過する場合には、追加弁済はしない。

### (2) タケダレース等

タケダレース等は、本件協定の認可決定が確定したときは、特別清算会社に対し、それぞれが有する本件協定債権全額について、その債務を免除する。

### (3) 年会費支払い請求権等

特別清算会社は、本件協定の認可決定が確定したときは、本件ゴルフ場の会員に対する年会費支払い請求権（ただし上記(2)に定める相殺の対象とする年会費支払い請求権を除く）を放棄する。

### 第4 会員預託金債権についての特則

会員預託金債権者は、新会社に対して、本件協定の認可決定確定日の前日までに保有していた本件ゴルフ場に係る会員権の種別（ただし9ホールの会員は18ホールの会員として扱う）と口数毎に、入会の意思表示を行い、新会社との間で、入会金及び預託金を負担することなく、新会社の定める会則に従って本件ゴルフ場に係る会員契約を新規に締結できるものとする。  
(別紙添付省略)

福井地方裁判所民事部

## 監督命令

### 令和7年（再）第3号

東京都板橋区小茂根5丁目1番14号  
再生債務者 杉田 龍一

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

- 2 監督委員 東京都千代田区大手町1-8-1 KDDI大手町ビル19階 ときわ法律事務所  
弁護士 浅沼 雅人  
令和7年11月5日

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年（再）第2号

岐阜市西河渡3丁目50番地3  
再生債務者 mom'sこと 中嶋 耕司

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員 岐阜市江川町16番地 弁護士法人森川・鈴木法律事務所 弁護士 中西 敏夫  
令和7年10月31日 岐阜地方裁判所民事部

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <p><b>令和7年（再）第1号</b><br/>熊本県荒尾市平山1126番地5<br/>再生債務者 伊牟田浩揮<br/>1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。<br/>2 監督委員 熊本市中央区上通町6-15 オークス第2ビル2階 弁護士法人東法律事務所<br/>弁護士 東 健一郎<br/>令和7年11月4日 熊本地方裁判所玉名支部<br/><b>決議に付する決定及び債権者集会招集</b></p>   | <p>1 主文 本件再生計画を認可する。<br/>2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。<br/>令和7年10月31日</p> <p style="text-align: center;"><b>京都地方裁判所第5民事部<br/>小規模個人再生による再生手続き開始</b></p>   | <p>1 決定年月日時 令和7年11月5日午後5時<br/>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br/>3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで<br/>4 一般異議申述期間 令和7年12月10日から令和7年12月17日まで</p> <p style="text-align: center;">神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係</p>    | <p>3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで<br/>4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月11日まで</p> <p style="text-align: center;">名古屋地方裁判所民事第2部<br/><b>令和7年（再イ）第76号</b></p>          |
| <p><b>令和7年（再）第27号</b><br/>福島県喜多方市字押切南2丁目11番地<br/>再生債務者 株式会社ノースウエイ（旧商号株式会社R1000）<br/>1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日<br/>付け再生債務者提出の再生計画案<br/>2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの<br/>3 債権者集会<br/>(1) 期日 令和8年1月14日午後2時30分<br/>(2) 会議の目的 再生計画案の決議<br/>4 書面投票期間 令和8年1月6日まで<br/>5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年12月26日<br/>令和7年11月5日</p> | <p>愛知県稻沢市祖父江町祖父江上沼1番地55<br/>再生債務者 大竹 勝<br/>1 決定年月日時 令和7年11月4日午後4時<br/>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br/>3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで<br/>4 一般異議申述期間 令和7年12月2日から令和7年12月9日まで</p> <p style="text-align: center;">名古屋地方裁判所一宮支部</p> | <p>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br/>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br/>3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで<br/>4 一般異議申述期間 令和7年12月11日から令和7年12月18日まで</p> <p style="text-align: center;">さいたま地方裁判所第3民事部</p>      | <p>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br/>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p style="text-align: center;">埼玉県三郷市戸ヶ崎2265番地1 シノダテラス2</p>                         |
| <p><b>再生計画認可</b></p>   | <p>愛知県みよし市黒笹1丁目22番地5 フェリーチェⅠ 202号<br/>再生債務者 谷口 健孝<br/>1 決定年月日時 令和7年11月4日午後5時<br/>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br/>3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで<br/>4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月19日まで</p>                                     | <p>再生債務者 大庭 一郎<br/>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br/>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br/>3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで<br/>4 一般異議申述期間 令和7年12月11日から令和7年12月22日まで</p>  | <p>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時<br/>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p style="text-align: center;">さいたま地方裁判所越谷支部再生係</p>                                 |
| <p><b>令和6年（再）第32号</b><br/>東京都港区赤坂2丁目14番11号<br/>再生債務者 株式会社B A L M<br/>1 主文 本件再生計画を認可する。<br/>2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。</p>  | <p>愛知県豊田市上原町西山247番地 青雲寮406号（前住所）愛知県春日井市東野町2丁目12番地36<br/>再生債務者 小山 裕也<br/>1 決定年月日時 令和7年11月5日午後5時<br/>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br/>3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで<br/>4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月19日まで</p>                   | <p>愛知県知多市大草字西畠62番地の6<br/>再生債務者 R i c e C a k e こと 林 孝亮<br/>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後3時<br/>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br/>3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで<br/>4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月11日まで</p> | <p>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後4時<br/>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p style="text-align: center;">名古屋地方裁判所民事第2部</p>                                    |
| <p><b>令和6年（再）第1号</b></p>   | <p>名古屋地方裁判所岡崎支部</p>   | <p>名古屋地方裁判所岡崎支部</p>  | <p>名古屋地方裁判所明石支部再生係</p>   |
| <p>令和6年（再）第1号<br/>京都市中京区御池通東洞院東入笠屋町436永和御池ビル606号、開始決定時の本店所在地<br/>京都市下京区中堂寺粟田町93番地K R P 6号館<br/>再生債務者 株式会社スプレッド</p>   | <p>愛知県東海市荒尾町見晴60番地の1 アイリスガーデン101号室<br/>再生債務者 古谷 亮介<br/>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後3時<br/>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>  | <p>兵庫県宝塚市売布ガ丘16番1-106号<br/>再生債務者 人位 孝子<br/>1 決定年月日時 令和7年11月6日午後3時<br/>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>   | <p>北海道小樽市長橋1丁目3番18号<br/>再生債務者 北川 光恵<br/>1 決定年月日時 令和7年11月7日午後3時<br/>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p> <p style="text-align: center;">札幌地方裁判所小樽支部</p> |

## 令和7年（再イ）第47号

岡山県総社市久米69番地3

再生債務者 山田 賢一

- 1 決定年月日時 令和7年11月7日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月12日から令和7年12月22日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

## 令和7年（再イ）第95号

岡山市東区瀬戸町沖273番地2 208

再生債務者 村山 正人

- 1 決定年月日時 令和7年11月6日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月11日から令和7年12月22日まで

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年（再イ）第3号

大分県豊後大野市朝地町上尾塚4024番地1

再生債務者 佐藤 知美

- 1 決定年月日時 令和7年11月4日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月16日から令和8年1月5日まで

大分地方裁判所竹田支部再生係

## 令和7年（再イ）第65号

神戸市兵庫区新開地6丁目2番3-301号

ライオンズマンション神戸第参

再生債務者 コンコース行政書士事務所こと森本 唯史

- 1 決定年月日時 令和7年11月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月10日から令和7年12月24日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

## 令和7年（再イ）第35号

奈良県桜井市大字慈恩寺854番地の8

再生債務者 金崎 充

- 1 決定年月日時 令和7年11月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月11日から令和7年12月25日まで

奈良地方裁判所

## 令和7年（再イ）第39号

奈良県大和郡市新町848番地9

再生債務者 草薙 友春

- 1 決定年月日時 令和7年11月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月11日から令和7年12月25日まで

奈良地方裁判所

## 令和7年（再イ）第45号

熊本市西区花園7丁目66番17号

再生債務者 北村光太郎

- 1 決定年月日時 令和7年11月5日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月17日から令和7年12月24日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年（再イ）第4号

鹿児島県鹿屋市寿8丁目13番44-1号

再生債務者 上原 節子（旧姓油木田）

- 1 決定年月日時 令和7年11月5日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月17日から令和7年12月24日まで

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

## 小規模個人再生による書面決議に付する決定

## 令和7年（再イ）第50号

福岡市早良区百道浜4丁目3番1-810号

シーサイドももち サウスステージ1棟

再生債務者 池田 清隆

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月7日  
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
- 4 令和7年11月4日

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年（再イ）第188号

福岡県大野城市乙金台1丁目6番26号

再生債務者 長井 明弘

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日  
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
- 4 令和7年11月4日

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年（再イ）第195号

福岡県筑紫野市大字筑紫805番地6

再生債務者 尾畠 徳武

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日  
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
- 4 令和7年11月4日

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年（再イ）第196号

福岡県筑紫野市大字筑紫805番地6

再生債務者 尾畠 朱乃

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日  
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
- 4 令和7年11月4日

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年（再イ）第224号

福岡市東区馬出1丁目24番35-403号 サ

ヴォイ ラルカンジュ

再生債務者 山田 歩実

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日  
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで
- 4 令和7年11月4日

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年（再イ）第165号

福岡市早良区有田2丁目19番17-1号 グラ  
ンシード有田A棟 101号

再生債務者 川浪美香子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月16日  
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月26日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月26日まで
- 4 令和7年11月5日

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年（再イ）第212号

福岡市博多区綱場町3番11号 大生館ビル  
203号

再生債務者 大場 雅美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日  
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月27日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月27日まで
- 4 令和7年11月6日

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年（再イ）第38号

長崎県長崎市上戸町1丁目1番46-202号

再生債務者 石原こずえ

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日  
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月1日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月1日まで
- 4 令和7年11月10日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

## 令和7年（再イ）第3号

秋田県能代市若松町1番4号

再生債務者 三浦 直輝

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日  
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月5日まで
- 4 令和7年11月7日 秋田地方裁判所能代支部

|  |
|--|
| <b>令和7年（再イ）第2号</b>   |
| 山口県阿武郡阿武町大字奈古2961番地4<br>再生債務者 小野 亘   |
| 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月13日<br>付け再生計画案  |
| 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月5日   |
| 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月5日まで<br>令和7年11月7日 山口地方裁判所萩支部  |
| <b>令和7年（再イ）第3号</b>   |
| 山口県長門市深川湯本10607番地4<br>再生債務者 磯村塾こと 松谷 一国  |
| 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月16日<br>付け再生計画案  |
| 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月5日   |
| 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月5日まで<br>令和7年11月7日 山口地方裁判所萩支部  |
| <b>小規模個人再生による再生手続廃止</b>  |
| <b>令和7年（再イ）第198号</b>   |
| 福岡市南区大橋2丁目10番20-702号 サン・ホーメスト大橋<br>再生債務者 保坂 洋平   |
| 1 主文 本件再生手続を廃止する。  |
| 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。<br>令和7年11月5日<br>福岡地方裁判所第4民事部  |
| <b>給与所得者等再生による再生手続開始</b>   |
| <b>令和7年（再ロ）第9号</b>   |
| 名古屋市中川区戸田4丁目2304番地<br>再生債務者 小塙 仁詞  |
| 1 決定年月日時 令和7年11月7日午後3時<br>2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年11月28日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月12日まで<br>名古屋地方裁判所民事第2部 |
| <b>令和7年（再ロ）第2号</b>   |
| 北海道小樽市松ヶ枝1丁目2番2号<br>再生債務者 中山 正和  |

|   |
|---|
| 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後3時<br>2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年12月1日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年12月15日から令和7年12月22日まで<br>札幌地方裁判所小樽支部   |
| <b>令和7年（再ロ）第11号</b>   |
| 京都府宇治市五ヶ庄大林25番地の173<br>再生債務者 杉谷 晋一  |
| 1 決定年月日時 令和7年11月7日午後3時<br>2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年12月5日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年12月12日から令和7年12月22日まで<br>京都地方裁判所第5民事部再生係<br><b>給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取</b>  |
| <b>令和7年（再ロ）第3号</b>  |
| 北海道旭川市6条通16丁目76番地の16 センチュリー旭川306<br>再生債務者 行川 実穂   |
| 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月16日付け再生計画案<br>2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由<br>3 2の書面の提出期間 令和7年12月5日まで<br>令和7年11月7日 旭川地方裁判所民事部<br><b>所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告</b>  |
| 次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。 |
| <b>所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告</b>   |
| 次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。  |

|   |
|---|
| <b>令和7年（チ）第6号</b>   |
| 愛知県稲沢市祖父江町森上本郷九、22番地<br>申立人 株式会社コジマガス<br>住所・居所 不明<br>(不動産登記記録上の住所) 中島郡祖父江町大字森上本郷九、44番地1<br>所有者 岡本千代子  |
| 届出期間満了日 令和7年12月15日<br>令和7年10月31日<br>名古屋地方裁判所一宮支部<br><b>別紙）物件目録</b>  |
| 1 所在 稲沢市祖父江町森上本郷九<br>地番 44番1<br>地目 宅地<br>地積 66.11平方メートル<br>2 所在 稲沢市祖父江町森上本郷九<br>地番 44番4<br>地目 宅地<br>地積 42.97平方メートル<br>3 所在 稲沢市祖父江町森上本郷九 44番地1<br>家屋番号 44番1<br>種類 居宅<br>構造 木造セメントかわらぶき平家建<br>床面積 32.25平方メートル                 |
| <b>令和7年（チ）第9号</b>   |
| 佐賀市本庄町大字袋405番地8<br>申立人 株式会社イチケン<br>住所・居所 不明<br>(不動産登記記録上の住所) 佐賀市北川副町大字新郷174番地<br>所有者 横尾 義光  |
| 届出期間満了日 令和8年1月5日<br>令和7年11月4日 佐賀地方裁判所<br><b>別紙）物件目録</b>   |
| 1 所在 佐賀市北川副町大字新郷字下武分<br>地番 174番1<br>地目 宅地<br>地積 287.13平方メートル<br>2 所在 佐賀市北川副町大字新郷字下武分<br>地番 174番2<br>地目 宅地<br>地積 178.55平方メートル<br>3 所在 佐賀市北川副町大字新郷字下武分<br>174番地1<br>家屋番号 174番1<br>種類 居宅<br>構造 木造セメント瓦葺平家建<br>床面積 138.08平方メートル |



## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十九日を予定しております。また、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 揭載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年三月三十一日  
掲載頁 四頁

(乙) 揭載 官報  
掲載の日付 令和七年三月三十一日  
掲載頁 四頁

令和七年十一月十八日

滋賀県長浜市宮部町一〇九八番地三

(甲) プレミアオートバーツ株式会社

代表取締役 太田 航

岐阜県羽島市舟橋町出須賀二丁目一一番地

(乙) セントバーツ株式会社

代表取締役 種谷 謙一

令和七年十一月十八日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

宮崎高原ソーラー合同会社

号の人的資本経営支援コンサルティング事業に

器・ソリューション及びデジタル化ソリューション・サービスの設計、開発、製造、販売及びサービス提供事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社船井総合研究所(乙)、東京都中央区八重洲二丁目二番一号の人的資本経営支援コンサルティング事業に

号の组织変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 揭載 官報  
掲載の日付 令和七年三月三十一日  
掲載頁 一〇二頁(号外第七十二号)(乙) 揭載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年三月三十一日  
掲載頁 一〇二頁(号外第七十二号)

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十九日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社船井総合研究所(乙)、東京都中央区八重洲二丁目二番一号の人的資本経営支援コンサルティング事業に

号の组织変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 揭載 官報  
掲載の日付 令和七年三月三十一日  
掲載頁 一〇二頁(号外第七十二号)(乙) 揭載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年三月三十一日  
掲載頁 一〇二頁(号外第七十二号)

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十八日であり、当社の組織変更後の商号は株式会社Touchwoodとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 揭載 官報  
掲載の日付 令和七年三月三十一日  
掲載頁 一〇二頁(号外第七十二号)(乙) 揭載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年三月三十一日  
掲載頁 一〇二頁(号外第七十二号)

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十八日であり、当社の組織変更後の商号はユーズA.I.株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 揭載 官報  
掲載の日付 令和七年三月三十一日  
掲載頁 一〇二頁(号外第七十二号)(乙) 揭載 紙 官報  
掲載の日付 令和七年三月三十一日  
掲載頁 一〇二頁(号外第七十二号)

27

官報

第1591号

官報

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都杉並区阿佐谷北二丁目一三番二〇号

合同会社ネクストムーム

代表社員 福嶋 千尋

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は久喜ロジスティック株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都中央区京橋二丁目一一番三号服部ビル七〇一

久喜ロジスティック合同会社

代表社員 八十鶴勝一

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都中央区京橋二丁目八番一号サンフラワー一徳力四一九号室

日本大德生命科学合同会社

代表社員 劉 晓力

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都練馬区旭町一丁目八番一号サンフラワー一徳力四一九号室

日本大德生命科学合同会社

代表社員 劉 晓力

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

相模原市南区下溝三五五番地八

合同会社増田建材

代表社員 増田 義博

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

（甲）株式会社博報堂DYホールディングス

代表取締役社長 西山 泰央

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

大阪市北区梅田二一二一ヒルトンプラザウェスト十八F

今から先への医療合同会社

代表社員 酒井 康雄

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

熊本県合志市幾久富一七五八一七七

合同会社ロイヤルアセット

代表社員 高木 進

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

（甲）株式会社博報堂DYホールディングス

代表取締役社長 西山 泰央

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

（乙）株式会社タイム・アンド・スペース

代表取締役 野内 敦

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六億円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都渋谷区広尾四丁目一番三一ー一〇〇七号

## 効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年十一月十九日予定の吸收分割の効力発生日を令和七年十二月四日に変更いたしましたので公表します。

令和七年十一月十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

ビスタ市ヶ谷ビル二階C

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

熊本市東区石原一丁目三一

合同会社エフオート

代表社員 高木 進

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

（乙）株式会社タマツ

代表取締役 野内 敦

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六億円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都大田区蒲田四丁目一九番一号

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百万円減少し一千五百円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都大田区蒲田四丁目一九番一号

有限会社木崎屋洋品店

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西早稲田三丁目六番四号

株式会社アタリヤ管財

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百万円減少し三百二十四万円とするにいたしました。

効力発生日は令和八年一月六日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西早稲田三丁目六番四号

代表取締役 矢口 実

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六億円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都渋谷区広尾四丁目一番三一ー一〇〇七号

グス

## 資本金の額の減少公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

（乙）HIBC株式会社

代表取締役 鈴嶺 登

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百円減少し一千五百円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

koukoku.html

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百円減少し一千五百円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

代表取締役 佐藤 健

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百円減少し一千五百円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

代表取締役 佐藤 健

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西早稲田三丁目六番四号

代表取締役 矢口 実

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西早稲田三丁目六番四号

代表取締役 木崎 詠子

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都大田区蒲田四丁目一九番一号

有限会社木崎屋洋品店

代表取締役 木崎 詠子

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西早稲田三丁目六番四号

代表取締役 矢口 実

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西早稲田三丁目六番四号

代表取締役 矢口 実

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西早稲田三丁目六番四号

代表取締役 矢口 実

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西早稲田三丁目六番四号

代表取締役 矢口 実

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西早稲田三丁目六番四号

代表取締役 矢口 実

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西早稲田三丁目六番四号

代表取締役 矢口 実

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西早稲田三丁目六番四号

代表取締役 矢口 実

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西早稲田三丁目六番四号

代表取締役 矢口 実

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西早稲田三丁目六番四号

代表取締役 矢口 実

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西早稲田三丁目六番四号

代表取締役 矢口 実

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都新宿区西早稲田三丁目六番四号

代表取締役 矢口 実

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百九十九万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。



## 準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月三十一日を効力発生日とする南九州エッグシステム株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、令和七年十月三十一日に効力発生したフェュージョン株式会社との株式交換による資本準備金の増加額及び本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## 掲載 官報

掲載の日付 令和七年八月二十五日  
掲載頁 一八三頁（号外第一九一號）  
令和七年十一月十八日

宮崎県日向市大字平岩八三五六番地  
アミユーズ株式会社  
代表取締役 赤木八寿夫

## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千六百八十三万六千五百五円、資本準備金の額を七億九千八百四十六万九千八百十四円減少することにいたしました。

## この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## 掲載 官報

掲載の日付 令和七年八月二十五日  
掲載頁 一八三頁（号外第一九一號）  
令和七年十一月十八日

宮崎県日向市大字平岩八三五六番地  
アミユーズ株式会社  
代表取締役 赤木八寿夫

## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千四百五十万円、資本準備金の額を一億二千四百五十万円減少することにいたしました。

## この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## 掲載

官報

掲載の日付 令和七年七月二十二日

掲載頁 一八二頁（号外第一六七號）

令和七年十一月十八日

掲載

官報

掲載の日付 令和七年八月四日

掲載頁 七十六頁（号外第一七七號）

令和七年十一月十八日

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**  
当社は、発行済優先出資五千六百七十八万三千四百七十九口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社に提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

MFT JPN 2 特定目的会社

取締役 松澤 和浩

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、発行済優先出資七千四百九十六万七千四百九十一口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社に提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

MFT JPN 2 特定目的会社

取締役 松澤 和浩

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、発行済優先出資五千百七万六千五十五口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社に提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

MFT JPN 3 特定目的会社

取締役 松澤 和浩

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、発行済優先出資九千三百九十五万六千四百四十七口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社に提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

MFT JPN 7 特定目的会社

取締役 北崎 桂子

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**  
当社は、発行済優先出資三千二百三十二万五千八百十九口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社に提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

MFT JPN 8 特定目的会社

取締役 北崎 桂子

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**  
当社は、発行済優先出資五千二百三十五億円減少することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社に提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

MFT JPN 9 特定目的会社

取締役 北崎 桂子

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、発行済優先出資五千百七万六千五十五口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社に提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

MFT JPN 特定目的会社

取締役 粟国 正樹

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、発行済優先出資一億八千七百九十四万八千三百三十七口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社に提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

MFT JPN 特定目的会社

取締役 粟国 正樹

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、発行済優先出資九千三百九十五万六千四百四十七口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社に提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

MFT JPN 3 特定目的会社

取締役 北崎 桂子

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、発行済優先出資三千二百三十二万五千八百十九口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社に提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

MFT JPN 8 特定目的会社

取締役 北崎 桂子

**優先資本金の額の減少公告**  
当社は、優先資本金の額を百三十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

HSPN 2 特定目的会社

取締役 吉岡 淳

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金二億二千三百二十万四千十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

HSPN 3 特定目的会社

取締役 名古路秀和

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金一億三千二百二十万八千八百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

MFT JPN 特定目的会社

取締役 粟国 正樹

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、発行済優先出資一億八千七百九十四万八千三百三十七口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社に提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

MFT JPN 3 特定目的会社

取締役 北崎 桂子

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、発行済優先出資九千三百九十五万六千四百四十七口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十九日までに当社に提出下さい。

令和七年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

MFT JPN 8 特定目的会社

取締役 北崎 桂子

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。  
<http://www.asa-epn.jp/ir/00001050/c37g/>

令和七年十一月十八日  
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

HSPN 2 特定目的会社

取締役 吉岡 淳

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金二億二千三百二十万四千十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

HSPN 3 特定目的会社

取締役 松澤 和浩

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金一億四千六百三十九万五千十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

HSPN 4 特定目的会社

取締役 松澤 和浩

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金一億四千六百三十九万五千十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

HSPN 4 特定目的会社

取締役 松澤 和浩

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金一億四千六百三十九万五千十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

HSPN 5 特定目的会社

取締役 北崎 桂子

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金三十七億二千九百五十五万一千九百四十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一ー一〇  
一号

HSPN 5 特定目的会社

取締役 北崎 桂子

